

特許庁委託事業

ナイジェリアの知的財産制度および  
その運用に関する調査

2022年3月

独立行政法人 日本貿易振興機構

ドバイ事務所

知的財産権部

## 報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）が現地調査会社に委託し作成したものであり、調査後の法律改正などによって情報が変わる場合があります。掲載した情報・コメントは調査委託先の判断によるものであり、情報の正確性や一般的な解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報等に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび調査委託先は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的な損害および利益の喪失について、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたかにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロまたは調査委託先が係る損害等の可能性を知らされていても同様とします。

## 目次

1. 要約 .....	1
2. ナイジェリアの知的財産権制度の概説.....	2
2.1 知財当局の概要.....	2
2.1.1 組織図で見る部局の構造.....	2
2.1.2 職員および審査官の数.....	3
2.1.3 方式審査と実体審査の有無.....	3
2.1.4 知財に関する官報（権利付与の前後に、特許、実用新案、意匠特許または商標登録に関する官報データ(刊行物を含む)や、審査経過の記録が知財当局のウェブサイトから入手可能か否か。入手が可能である場合、官報および審査記録をどのように入手できるか。.....	4
2.1.5 予算.....	4
2.2 国家の知財関連法規.....	4
2.3 知財関連法規はコモンロー、シビルロー、または両者の混合のいずれに基づいているか？	5
2.4 法規の沿革、由来およびモデルとなった国々.....	6
2.5 審査ガイドライン.....	6
2.6 ナイジェリアを締約国とする国際協定.....	6
3. 知的財産権の定義と適格な出願の要件.....	7
3.1 特許.....	7
3.1.1 定義.....	7
3.1.2 要件.....	7
3.1.3 保護期間.....	8
3.1.4 出願/登録手続－出願適格者、出願場所、出願方法、通知期間、手続の期限、審査、拒絶理由通知、方式審査と実体審査、通知に対する答弁書、異議申立、発行.....	8
3.1.5 登録後－登録費用、特許権者の権利、取消、強制実施許諾を含む実施許諾、更新、効力発生要件.....	10
3.1.6 権利の執行－裁判所のシステム（民事裁判所、刑事裁判所、行政裁判所、(税関)）、模倣	11
3.2 実用新案.....	13
3.3 工業意匠.....	14
3.3.1 定義.....	14
3.3.2 要件.....	14

3.3.3	保護期間.....	14
3.3.4	出願/登録手続－出願適格者、出願場所、出願方法、通知期間、手続の期限、審査、拒絶理由通知、方式審査と実体審査、通知に対する答弁書、異議申立、発行.....	14
3.3.5	登録後－登録費用、特許権者の権利、取消、強制実施許諾を含む実施許諾、更新、効力発生の要件.....	16
3.3.6	権利の執行－裁判所のシステム（民事裁判所、刑事裁判所、行政裁判所(税関)）、模倣対策	17
3.4	著作権.....	19
3.4.1	定義.....	19
3.4.2	著作権保護の要件.....	19
3.4.3	保護期間.....	21
3.4.4	登録手続－申請適格者、申請場所、申請方法、通知期間、手続の期限、審査、拒絶理由通知、方式審査と実体審査、通知に対する答弁書、異議申立、発行.....	21
3.4.5	登録後－登録費用、特許権者の権利、取消、強制実施許諾を含む実施許諾、更新、効力発生の要件.....	22
3.4.6	権利の執行－裁判所のシステム（民事裁判所、刑事裁判所、行政裁判所(税関)）、模倣対策	26
3.5	地理的表示.....	31
3.6	商標.....	32
3.6.1	定義.....	32
3.6.2	要件.....	32
3.6.3	出願/登録手続－出願適格者、出願場所、出願方法、通知期間、手続の期限、審査、拒絶理由通知、方式審査と実体審査、通知に対する答弁書、異議申立、発行.....	34
3.6.4	登録後－登録費用、特許権者の権利、取消、強制実施許諾を含む実施許諾、更新、効力発生の要件.....	45
3.6.5	権利の執行－裁判所のシステム（民事裁判所、刑事裁判所、行政裁判所(税関)）、模倣対策	47
3.6.6	権利の執行に関する判例法.....	48
3.7	知的財産権（商標、特許、意匠、著作権、地理的表示）に係る公定料金.....	56
4.	ナイジェリアにおける最新知財事情.....	57
4.1	植物品種の保護.....	57
4.1.1	全体的構想.....	57

4.1.2	すべての植物が対象 .....	57
4.1.3	保護要件 .....	57
4.1.4	手続 .....	58
4.1.5	権利の適用範囲 .....	58
4.1.6	適用除外 .....	58
4.1.7	権利の消尽 .....	59
4.1.8	保護期間 .....	59
4.1.9	侵害 .....	59
4.1.10	無効および取消 .....	59
4.1.11	上訴（審判請求） .....	59
4.1.12	犯罪 .....	59
4.1.13	結論 .....	59
5.	概略表 .....	0

## 1. 要約

ナイジェリアはアフリカ最大の人口を誇る国である。さらに、ナイジェリアはアフリカ最大の経済圏でもある。アフリカにおける知的財産権という主題で言えば、ナイジェリアは明らかに主要な国の一つである。

だが、ナイジェリアには、知的財産に関して深刻な難題を抱えている。商業的な見地から言えば、ナイジェリアは疑問の余地なく模倣品のホットスポットであるという事実がある。

法律的な観点から言えば、知的財産を規定する法律は大量に存在するが、その一部は恐ろしく時代遅れだという事実が存在する。その明白な例は商標法で、いまだにパート A とパート B の登録に関する規定が設けられている。

世界の大半の地域（特にアフリカ）で重要と見なされている一定の知的財産権が、ナイジェリアでは保護対象にすらなっていないという事実もある---実用新案や地理的表示がその一例である。

ナイジェリアはまだ国際的な知財協定に加入していないという事実もある。このような知財協定として、商標に関するマドリッド協定議定書や意匠に関するハーグ協定が挙げられる。国際的な知的財産権者たちは、これら 2 つの協定を非常に有用と認めており、これらの協定に対して強い思い入れを持っている。

権利行使という観点からすれば、ナイジェリアには知的財産に関与しうる公機関が複数あるが、おそらく知的財産権者の大半は単一の組織を相手にする方が望ましいと思っているという事実もある。それに、模倣品取締に特化した法律も存在しない。

とはいえ、楽観的になるべき理由もある。上述した重要な協定が抜けているとはいえ、ナイジェリアは上に挙げた協定以外の知財関連の国際協定に相当数加入している。

ナイジェリアでは大量の知財訴訟が発生しており、知的財産に関する判例法の蓄積は豊富になりつつある。

更に事実を挙げれば、ナイジェリアの裁判官は、他の国の知財訴訟の先行判例を踏襲しようと躍起になっているように思われる。

ナイジェリアの当局者たちが近年になって知財法の一定の側面の近代化を図ってきたという事実もある。商業的・技術的發展をにらんだ規定を盛り込むためである。その明白な例は、ナイジェリア著作権法にテイクダウン手続やセーフハーバーに関する規定が盛り込まれたことである。

## 2. ナイジェリアの知的財産権制度の概説

ナイジェリアの知的財産権制度の概要は以下のようになっている。

### 2.1 知財当局の概要

商標登録機関（ナイジェリア知的財産庁；略称 IPO ナイジェリア）は、産業貿易投資省に属している。連絡先は以下の通りである。

機関名： Commercial Law Department Trademarks, Patents and Designs Ministry Of Trade and Investment

住所： Block D, Old secretariat, Area 1, Garki Abuja

E メールアドレス：[info@iponigeria.com](mailto:info@iponigeria.com); 公式ホームページ：<http://www.iponigeria.com>

電話番号： (234) 8092194426, (234) 8092194416, (234) 8092194404

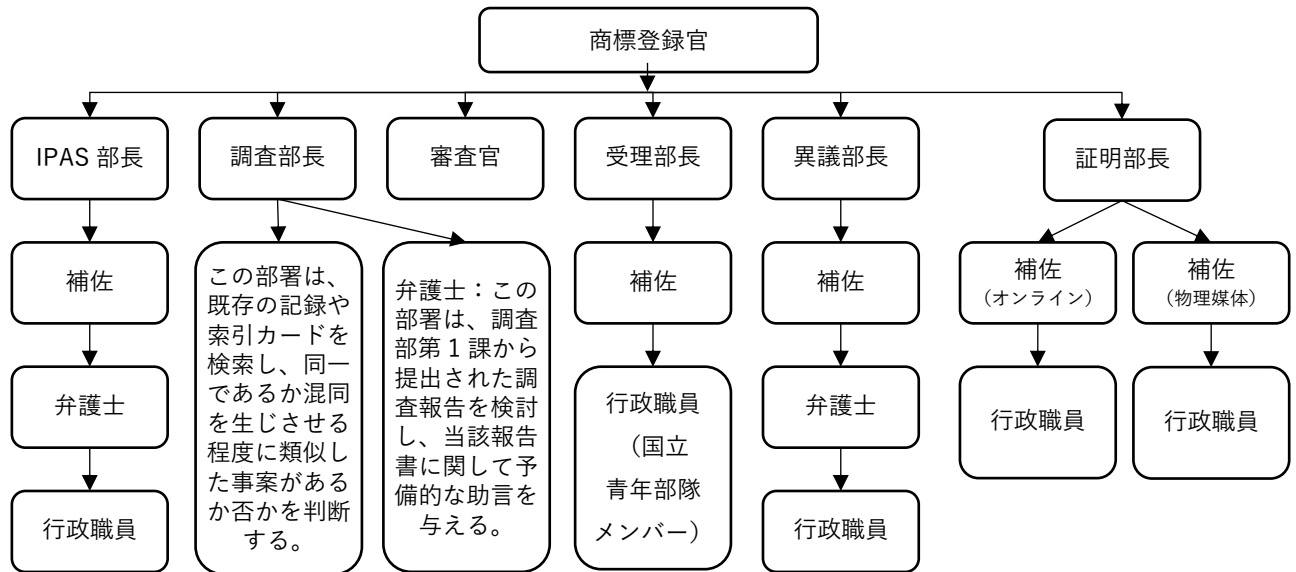
登録機関は現在、二重の出願制度を運用している：電子/オンライン出願と IPAS（知財管理システム）による出願である。

統一的な知財当局の創設を目指す知的財産委員会法案（IPCOM 法案）と呼ばれる法案が存在する。IPCOM 法案がまだ採択されて立法化されていないため、ナイジェリア知的財産委員会の設立はまだ実現していない。

#### 2.1.1 組織図で見る部局の構造

商標法第 1 条は、商標登録局長である商標登録官の職務について定めた規定である。同法によれば、登録官は幅広い裁量権を有すると同時に幅広い監督責任を負っている。登録官の職務は、部長登録官（Principal Assistant Registrars）によって遂行され、各部長は登録局内にある 6 つの主要部署を率いることになる。

以下の組織図は、登録局の現在の構成を鳥瞰的に見たものである。



**NYSC** = 国立青年部隊 (National Youth Service Corps) – ナイジェリアの教育機関の卒業生から成る組織で1年間にわたって国務に従事することが義務付けられる。

### 2.1.2 職員および審査官の数

推計によれば、登録局にはおよそ 51 名の職員が所属しており、その内訳は以下のようになっている。

調査職員 1	10
調査職員 2	3
審査官	5
会計職員	2
認証担当	10
異議申立担当	8
The Compactus 担当	3
IPAS 職員	8

The Compactus とは、紙媒体のファイルが保管されている場所をいう。この部署は行政職員によって管理されている。

### 2.1.3 方式審査と実体審査の有無

商標出願に対するナイジェリアの審査では、形式上の問題と実体的な問題（先行権を含む）の両方が審査対象となる。

特許と意匠に関するナイジェリアの審査は、書類に関する要件が順守されていることを確認するための方式審査のみである。



#### 2.1.4 官報や審査経過の知財当局ウェブサイトからの入手

商標公報は商標・特許・意匠登録局によって刊行されているが、定期的に発行されているわけではない。ウェブサイト上で公報を入手することはできず、登録局から直接コピーを購入する必要がある。出願審査記録の入手は容易ではなく、出願の審査経過を調べる目的でファイルに収められた公式な通信文書を閲覧するためには、公式ファイルの検索を実施しなければならない。

特許と意匠に関する官報データの入手は、ナイジェリアでは不可能である。

#### 2.1.5 予算

商標公報は、21,000 ナイラ（米ドル換算でおよそ 52 ドル）で購入することができ、販売は先着順に行われる。

### 2.2 国家の知財関連法規

ナイジェリアにおいて、知的財産の保護と権利行使に関連する（または関連する可能性がある）法律には、以下のようなものがある。

- 特許・意匠法 P2 章 2004 年ナイジェリア連邦法（後に「第 344 章 1990 年ナイジェリア連邦法」として再公布。文言に変更なし）
- 1971 年特許規則
- 商標法 T13 章 2004 年ナイジェリア連邦法（後に「第 436 章 1990 年ナイジェリア連邦法」として再公布。文言に変更なし）
- 商品表示法 M10 章 2004 年ナイジェリア連邦法
- 不正取引（各種犯罪）防止法 T12 章 2004 年ナイジェリア連邦法
- 2018 年連邦競争・消費者保護法
- 2015 年ナイジェリア標準化機構法
- 模倣品・偽造医薬品・有害加工食品法 C34 章 2004 年ナイジェリア連邦法
- 2015 年サイバー犯罪法 – この法律は、特にサイバースクワッティングに適用される。
- ナイジェリア食品医薬品管理局法 第 1 章 2004 年ナイジェリア (N1) 連邦法 (略称 NAFDAC) – この法律は、多くのブランド所有者に対し、ナイジェリア国内で自社商品の輸入販売を行う前提条件として NAFDAC 当局に自社商標を登録することを要求しているという点で重要である。
- 2020 年会社および関連事項に関する法律 (CAMA) – この法律は、企業の社名が登録商標に抵触する場合、ナイジェリアにおいて社名を登録しない限り当該企業が国内で営業を行うことはできないと規定しているという点で重要である。
- 1990 年著作権法 第 28 章（「第 28 章 2004 年」として改編）
- 関税・間接税管理法 第 45 章 2004 年ナイジェリア連邦法

- 産業財産委員会法案 (IPCOM 法案) – この法案の目的は、知財法と管理機関との調整を行い、ナイジェリア産業財産委員会を設立することである。
- 2004 年経済金融犯罪委員会 (設立) 法

知財関連の機関としては以下のようなものがある。

- 商法部 – 著作権以外の知的財産権の管理と登録を監督している。
- ナイジェリア著作権委員会 (NCS) – 著作権の管理を監督している。
- ナイジェリア警察 – 知的財産権の執行に関与している。
- ナイジェリア税関 (NCS) – 特に、知的財産権を侵害する商品の輸入に関して活動する。
- ナイジェリア食品医薬品管理局 (NAFDAC) – ナイジェリア保健省に属する期間で、特に食品、化粧品、医療機器、化学薬品、容器入り飲料水等の分野における貿易のあらゆる側面に関係している。
- ナイジェリア標準化機構 (SON) – 製品規格の実施と詐欺的な輸入業者の告発を監督している。
- 連邦競争・消費者保護委員会 (FCCPC) – 模倣品取締関連の事案につき、NAFDAC とともに活動している。
- 経済金融犯罪委員会 (EFC) – 経済犯罪および金融犯罪の取り締まりを監督している。
- ナイジェリア模倣品取締協議会 (ACC) – 模倣品問題に関する啓発活動を目指す非営利団体。
- 技術獲得・促進国家委員局 (NOTAP)
- 法人法規委員会 – 企業と企業関連の事項を監督している。
- ナイジェリアインターネット登録協会 (NIRA) – ドメインネームを監督している。

## 2.3 知財関連法規はコモンロー、シビルロー、または両者の混合のいずれに基づいているか？

ナイジェリアの法律は英米法系のコモンローに基づいており、そのせいで英国法の影響が非常に強い。ナイジェリアの裁判所システムは以下のようにになっている (上位の裁判所から順に列挙する) :

- 最高裁判所
- 控訴裁判所
- 連邦高等裁判所
- 下級裁判所

ナイジェリアにおいては、慣習法やイスラム法 (シャリーア) も認められている。知財事案に特化した裁判所はナイジェリアには存在しない。高等裁判所は一般に、まずナイジェリア憲法を考慮し、次に現行法を考慮し、その次に先例となる判例、慣習法、イスラム法、英国法に由来する判例 (コモンロー、均等論等) を考慮して審理を行っている。

## 2.4 法規の沿革、由来およびモデルとなった国々

ナイジェリアは独自の憲法を定めている。「1999年（改正）ナイジェリア共和国憲法」であり、単一の文書として起草されている。この憲法は、大統領制の政体、三権（立法権、行政権、司法権）の分立、連邦制、法原則、憲法の優位性を規定している。憲法以外の法律は憲法に违背してはならず、違背することもできない。ナイジェリアの個々の裁判所も憲法によって設立されている。知財に関して言えば、ナイジェリアの法律は実質的にすべてナイジェリアの成文法に基づいており、ナイジェリアの成文法が英国法の影響を受けていることは注目に値する。

また、ナイジェリアの知的財産法は、知財関連の国際協定の影響を強く受けている。

## 2.5 審査ガイドライン

審査官が従うべき公式の審査ガイドラインは存在しない。審査官が決定を下す際には、商標法および商標規則の規定を参照するのみである。

## 2.6 ナイジェリアを締約国とする国際協定

ナイジェリアは以下の国際協定に調印している<sup>1</sup>。

- 特許協力条約（2005年5月8日付で加入）
- 特許法条約（2005年4月28日付で加入）
- 実演家、レコード製作者および放送機関の保護に関するローマ条約（1993年10月29日付で加入）
- 文学的および美術的著作物の保護に関するベルヌ条約（1993年9月14日付で加入）
- 工業所有権の保護に関するパリ条約（1963年9月2日付で加入）
- 発展途上国間の貿易選好に関するグローバルシステム（1989年4月19日付で加入）
- 知的所有権の貿易関連の側面に関する世界貿易機関設立協定（TRIPS）（1995年1月9日付で加入）
- WIPO 設立条約（1995年1月10日付で加入）
- WIPO 著作権条約（1998年1月5日付で加入）
- 実演およびレコードに関するWIPO条約（2018年1月4日付で加入）
- 盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約（2013年6月28日付で加入）
- 視聴覚的実演に関する北京条約（2020年4月28日付で加入）

---

<sup>1</sup> <https://lawnigeria.com/2021/03/treaties-of-nigeria-intellectual-property/>

### 3. 知的財産権の定義と適格な出願の要件

#### 3.1 特許

特許関連の規定は、「特許・意匠法 P2 章 2004 年ナイジェリア連邦法」（後に「第 344 章 1990 年ナイジェリア連邦法」として再公布。文言に変更なし）の見出しの下にまとめられている。

##### 3.1.1 定義

特許・意匠法の第 1 条は、新規であり、発明活動の結果であり、かつ、産業上の利用が可能である場合、または、特定の特許発明に対する改良であり、新規であり、発明活動の結果であり、かつ、産業上の利用が可能である場合、発明は特許性を有すると規定している。

第 1 条は、上記の要件に加えて以下のような要件を定めている。

- 発明は、それが技術水準の一部を構成しない場合は新規である
- 発明は、それが関係する方法、利用、方法の組合せもしくは製品に関して、またはそれが産み出す産業上の結果に関して、明白に技術水準の結果ではない場合は発明活動の結果である

以下の発明については、特許を取得することができない。

- 植物もしくは動物の品種、または植物もしくは動物の生産のための本質的に生物学的方法（微生物学的方法及びその成果物を除く）
- その公開または利用が公序良俗に反することとなる発明、ならびに科学的な性質の原理および発見

科学的な性質の原理および発見は、特許法の適用上、発明とはならない。

##### 3.1.2 要件

特許・意匠法の第 3 条は、特許出願の願書に記載すべき事項と願書に添えるべき料金等を規定している。

- 出願人の完全な名称および住所。
- 図面および図解による発明の記述—この記述は、当業者が発明を実施することを可能にする程度に明瞭かつ完全な方法で発明を開示するものでなければならない。
- 特許請求項（一ないし複数）—特許請求項は発明の記述の範囲を超えるものであってはならない。
- 所定の料金。
- 発明者が自らの発明者資格を要求した宣言書（適宜）。
- 代理人が出願する場合には、当該代理人のための委任状。

特許出願は1個の発明のみに関係するものでなければならないが、複数の製品、それら製品の製造方法製法または用途に関する特許請求項を1件の出願に含めることができる。

絶対的新規性は特許保護の要件となる。公式に認められている国際的な見本市における展示が特許出願に先立つ6か月以内の期間に行われた場合には、絶対的新規性の要件は適用されない。

### 3.1.3 保護期間

特許の登録期間は出願日または国際出願日から起算して20年である。

### 3.1.4 出願/登録手続－出願適格者、出願場所、出願方法、通知期間、手続の期限、審査、拒絶理由通知、方式審査と実体審査、通知に対する答弁書、異議申立、発行

#### 3.1.4.1 出願の場所

出願はナイジェリア知財庁において行われる。

#### 3.1.4.2 出願資格を有する者

特許・意匠法の第2条は、特許権は制定法上の発明者に賦与されると規定している。言い換えれば、真の発明者であるか否かにかかわらず、最初に特許を出願した者、または発明の出願について有効な外国の優先権を主張した者が制定法上の発明者となる。

雇用の範囲内で遂行された業務の過程で行為している従業員が発明者である場合、特許権はその者の雇用主に与えられる。

#### 3.1.4.3 要件

特許出願の願書提出時には、以下の書類等が要求される。

- 委任状（署名のみでよく、それ以上の認証は要求されない）。
- 英語で記載された明細書、特許請求項および要約。
- 公式な図面。
- 発明の譲渡証書。
- 優先権書類。

PCT出願の国内段階については、以下の要件が適用される。

- 委任状（署名のみでよく、それ以上の認証は要求されない）。
- 英語で記載された明細書、特許請求項および要約。
- 公式な図面。
- 公開済み国際出願の写し。
- 国際調査報告書の写し。
- 特許性に関する国際報告書の写し。

### 3.1.4.4 審査

登録官は出願を審査し、以下の事項が願書に含まれていることを確認することになる。

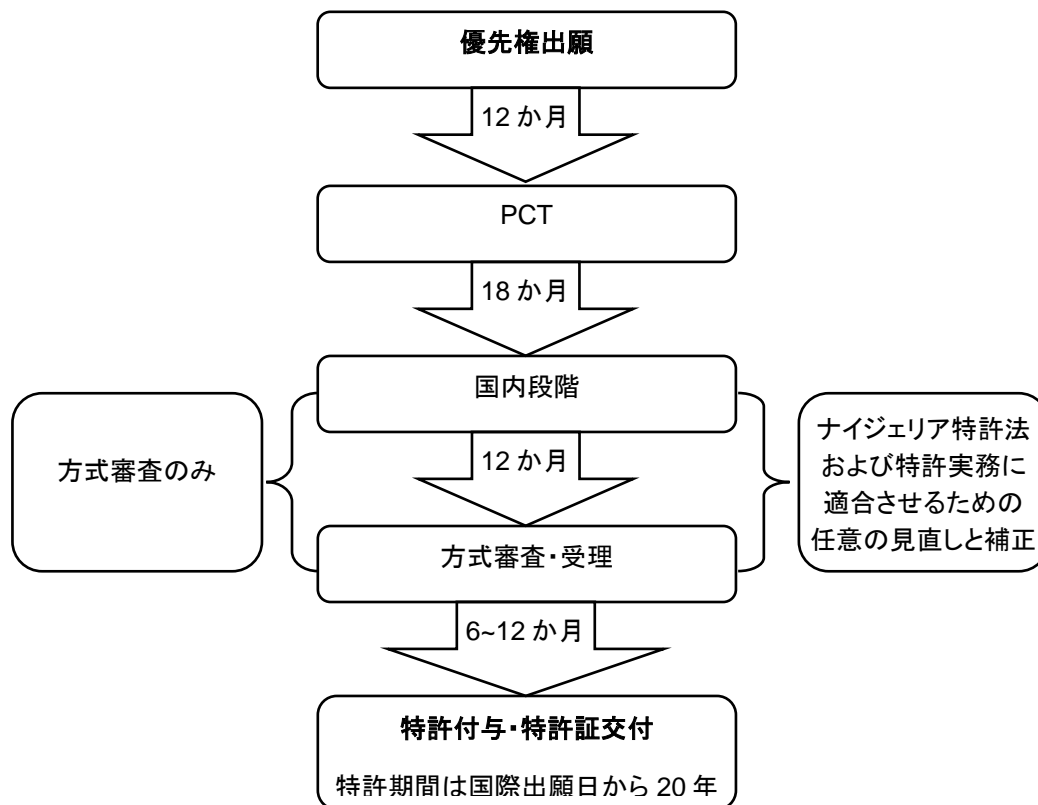
- 出願人の詳細情報。
- 発明の記述（適切な視覚的資料を添えること）。
- 特許請求項（一ないし複数）。
- 単一の発明に関係していることを明確にする文書（複数の製品、製法および用途について特許請求する場合）。
- 優先権主張の根拠となる証拠。

ナイジェリアでは、特許の実体審査は行われていない。

### 3.1.4.5 所要期間

出願手続にはおよそ 12~24 か月を要する。

#### ナイジェリアを指定国とする PCT 出願の国内段階のフローチャート



#### 注記：

現時点で、ナイジェリアには実体審査プロセスは存在しない。すべての出願は方式審査が完了した段階で特許付与に至ることになる。

特許付与の前後いずれの期間においても、任意の補正を提出することができる。分割出願の願書は、特許付与の前であれば提出することができる。

### 3.1.5 登録後－登録費用、特許権者の権利、取消、強制実施許諾を含む実施許諾、更新、効力発生要件

#### 3.1.5.1 登録費用

出願から登録までに要する費用は、保護期間中に発生する維持年金の数によって変動する。基本的な出願費用には、維持年金（ポンド換算で 1193 ポンド / 米ドル換算で 1610 ドル）は含まれない。

#### 3.1.5.2 権利者（特許権者の権利）

特許権者の権利は、特許・意匠法の第 6 条に規定されている。

第 6 条によれば、特許は、他人が次の行為をなすことを妨げる権利を特許権者に与える。

- 特許が特定の製品に関して付与されている場合は、当該製品を製造し、輸入し、販売もしくは使用する行為、または販売もしくは使用の目的で当該製品を保管する行為。
- 特許がある方法に関して付与されている場合は、当該方法を利用する行為、または当該方法を用いて直接的に得られた製品に関して、上記の行為の何れかをなすこと。

特許により与えられる保護範囲は、特許請求項の文言によって決定され、特許に含まれる発明の記述（適宜。図面および図解を添えること）は、特許請求項の解釈に用いられることになる。

特許に基づく権利は、産業上または商業上の目的でなされた行為のみに適用される。

特許に基づく権利は、特許の対象となる製品がナイジェリアにおいて合法的に販売された後で、当該製品に関してなされた行為には適用されない。ただし、製品の特別の用途が特許に規定されている場合はこの限りではなく、その特別な用途は引き続き特許権者のもとに留保されるものとする。

#### 3.1.5.3 特許期間

特許期間は出願日または国際出願日から起算して 20 年である。

#### 3.1.5.4 料金

出願日または国際出願日から毎年、年 1 回の更新手数料が発生する。特許関連の料金全般については、56 ページの料金表を参照されたい。

#### 3.1.5.5 特許の無効化

以下のいずれかに該当する場合、あらゆる者の申請に基づき、特許を無効化することができるの特許・意匠法の第 9 条は規定している。

- 特許の主題が、法により特許性を認められていない場合。
- 発明の記述または特許請求項が法に合致しない場合。
- 同一の発明について、より早い日付で特許が付与されている場合。

### 3.1.5.6 実施許諾

特許・意匠法の第 10 条は、特許権者は、自らの特許に関して「実施許諾用意」(licenses of rights)の語を登録するよう登録官に申請することができると規定している。その効果は、裁判所が定める条件に従って万人が特許を利用するために実施権を取得することを可能にするものである。

特許の商業的な実施許諾については、特許・意匠法の第 23 条に規定がある。第 23 条の規定は、実施許諾が効力を発生するためには、許諾が書面を以て行われ、登録されることを要する。実施許諾の契約書に独占性が明記されていない限り、実施許諾は独占的なものとはならない。

### 3.1.5.7 強制実施許諾

強制実施許諾に関する規定と、行政機関による特許の利用に関する規定が存在する。特許・意匠法の第 11 条の規定を参照されたい。

### 3.1.5.8 譲渡

特許の譲渡に関する規定が存在する。特許・意匠法の第 24 条である。第 24 条は、譲渡は書面により行わなければならないと規定している。さらに、譲渡が登録されていない限り、その譲渡は第三者に対して効力を持たないという規定もある。

第 24 条はさらに、特許が共有される場合、すべての共有者が許諾しない限り実施許諾は成立しないと規定している。

## 3.1.6 権利の執行－裁判所のシステム（民事裁判所、刑事裁判所、行政裁判所、(税関)）、模倣対策

### 3.1.6.1 排他的権利

特許権者の排他的権利は、前出の第 6 条に規定されている。

### 3.1.6.2 権利の侵害

特許・意匠法の第 25 条は、特許権者に与えられた排他的権利を他人が特許権者の許諾なしに行使した場合、特許権者の権利の侵害が発生すると規定している。

第 25 条は続けて、新規の製品の製造方法に関して特許が付与されており、それと同一の製品が特許権者以外の者によって製造された場合、別段の証拠がない限り、特許された製法によって製造されたものと推定されると規定している。

第 25 条はさらに、特許権者は自らの権利の侵害について訴訟を提起することができると規定している。ただし、特許に基づく実施権を取得した者は、侵害者に対して侵害訴訟を提起するよう特許権者に請求することができると規定している。この請求は、書留郵便によって行わなければならない。前記の請求による訴訟の提起を特許権者が不当に拒否するか、訴訟提起を怠った場合、訴訟提起の権利が実施権者に与えられ、実施権者は自らの名において訴訟を提起することができる。



### **3.1.6.3 救済**

第 25 条は、特許権者に与えられる救済について定めている。特許権者は、所有権の侵害に関して与えられる差止命令、損害賠償、利益の返還その他、すべての救済を利用することができる。

### **3.1.6.4 裁判所**

特許・意匠法の第 26 条は、特許侵害に関して管轄権を有する裁判所は連邦高等裁判所である旨を規定している。高等裁判所は、技術的または経済的な性質の事項について専門知識を有する補佐人 2 名を出席させ、それら補佐人の助言を得て審理を行うことができる。

### **3.1.6.5 刑法**

特許侵害に係る刑法上の規定は存在しない。

### **3.1.6.6 行政裁判所（税関）、模倣対策**

特に特許に係る行政上の（税関の）措置その他の模倣対策は存在しない。ただし、これらの問題に関する情報については、本書の「商標」の項目を参照されたい。

## 3.2 実用新案

現時点では、実用新案保護のための手続はナイジェリアに存在しない。

### 3.3 工業意匠

「工業意匠」の見出しで参照される法律は、「特許・意匠法 P2 章 2004 年ナイジェリア連邦法」（後に「第 344 章 1990 年ナイジェリア連邦法」として再公布。文言に変更なし）である。

#### 3.3.1 定義

特許・意匠法の第 12 条は、線もしくは色彩又はその双方の組合せ、及び立体（色彩と関連しているか否かを問わない）は、創作者がそれを工業的方法によって複製されるひな形または模様として用いることを意図しており、技術的結果を得ることのみを意図していない場合、工業意匠となると規定している。

意匠に関係する複数の製品が同一の種類に属している場合や、所定の分類で同一の区分に属している場合には、単一の意匠が多数の工業意匠に関係している場合もあるが、その上限は 50 個である。

#### 3.3.2 要件

特許・意匠法の第 13 条は、工業意匠を登録可能にする要件を以下のように規定している。

- 新規であること。
- 公序良俗に違反しないこと。

新規性の要件は、表現その他の手段によって意匠が公開されていない、というものである（ただし、出願人/登録人の知らないところで意匠が公開されていた場合を除く）。

出願に先立つ 6 か月以内の期間に公式の見本市または公的に認められた見本市において創作者が自らの意匠を展示していたという事実があったとしても、それだけで当該工業意匠が公開されたものと見なされることはない。

第 13 条は続けて、ある意匠が些細もしくは非本質的な態様で先行意匠と異なっているという理由、または先行意匠が関係する種類以外の製品に関係しているという理由のみによって、工業意匠が新規とされることはないと規定している。

#### 3.3.3 保護期間

最長で 15 年間。当初の保護期間は出願日から 5 年間で、5 年ずつ 2 回までの延長が認められる。

#### 3.3.4 出願/登録手続－出願適格者、出願場所、出願方法、通知期間、手続の期限、審査、拒絶理由通知、方式審査と実体審査、通知に対する答弁書、異議申立、発行

##### 3.3.4.1 出願の場所

出願の場所、出願はナイジェリア知財庁において行われる。

#### 3.3.4.2 出願資格を有する者

登録を行う権利は制定法上の創作者にある。言い換えれば、「真の創作者であるか否かに関わらず、最初に登録を出願した者、または意匠登録の出願について有効な外国の優先権を主張した者が制定法上の創作者となる」－第 14 条。

第 14 条は続けて、真正な創作者は登録簿に名義人として記載される権原を有し、この権原は契約によって改変できないと規定している。

第 14 条はさらに、意匠登録出願人とされる者が当該出願の本質的要素を他人の創作物から、当該本質的要素の取得及び当該出願の双方について当該他人の同意を得ずに取得した場合は、当該出願およびそれに基づく登録に係るすべての権利は、前記の他人に移転したものと見なされると規定している。

最後に、第 14 条は、従業員または請負業者によって創作された工業意匠について定めている。この規定によれば、意匠が雇用の過程において又は特定の業務の遂行に係る契約の履行に際して創作された場合は、当該意匠の所有権は、雇用主または（状況によっては）当該業務を委託した者に帰属する。ただし、創作者が従業者である場合において、その者の雇用契約により同人が創作活動を行うことを義務付けられてはいないが、同人が当該意匠を創作するに当たって、雇用により利用可能になったデータ又は手段を利用したときは、同人は、その給与および創作した意匠の重要性を考慮して公正な報酬を受ける権原を有し、また、前記の権原は契約によって変更することができず、かつ、民事手続によって執行することができる。

#### 3.3.4.3 要件

出願の要件は以下の通りである。

- 委任状。
- 意匠の図面または写真。
- 意匠が使用される製品の種類または区分。
- 優先権書類の認証済みの写し。

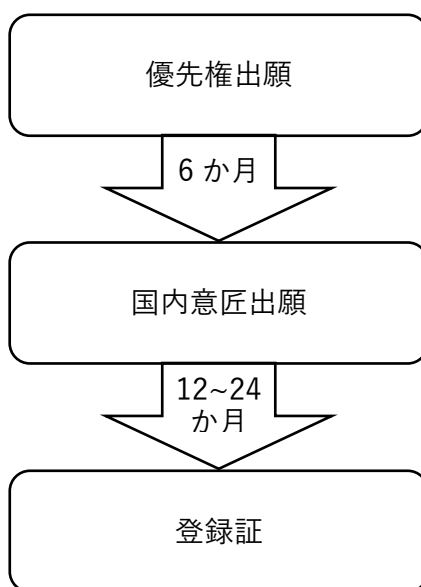
#### 3.3.4.4 審査

実体審査は行われていない。

#### 3.3.4.5 所要期間

出願に要する期間はおよそ 12~24 か月である。

## ナイジェリアにおける工業意匠出願のフローチャート



当初の意匠登録は出願日から5年間にわたって有効であり、所定の料金を支払うことにより、5年ずつ2回までの更新が可能である。

### 3.3.5 登録後－登録費用、特許権者の権利、取消、強制実施許諾を含む実施許諾、更新、効力発生要件

#### 3.3.5.1 登録の費用

登録の費用は、ポンド換算で1174ポンド / 米ドル換算で1585ドル程度となる。

#### 3.3.5.2 登録所有者の権利

特許・意匠法の第19条は、工業意匠の登録上の所有者は、第三者が以下の行為をなすのを妨げる権利を有する。

- 製品の製造過程において当該意匠を複製すること。
- 当該意匠を複製している製品を輸入し、販売し又は営利目的で利用すること。
- 当該製品を販売するため、または営利目的で利用するために保有すること。

第19条は続けて、単に、複製された意匠が些細もしくは非本質的な態様で登録意匠と異なっているという理由、または当該意匠が関係する種類以外の種類の製品に関係するという理由のみによって、上記の目的のために登録された工業意匠を複製する行為が適法とされることはないとして規定している。

第19条はさらに、同法により与えられる権利は、商業上または工業上の目的で行われる行為のみに及ぶと規定しており、登録意匠を組み込んでいる製品がナイジェリアにおいて適法に販売された後で当該製品に関してなされた行為には及ばないとしている。

### 3.3.5.3 保護期間

最長で 15 年間。当初の登録期間は出願日から 5 年間で、5 年ずつ 2 回までの延長が認められる。

### 3.3.5.4 料金

更新手数料は以後 5 年ずつの期間について支払われる。工業意匠に係る料金全般については、56 ページの料金表を参照されたい。

### 3.3.5.5 無効化

特許・意匠法の第 21 条は、登録意匠の権利者は登録を放棄することができると規定している。

同法第 22 条は、意匠が新規でない場合または登録人が真正な創作者でない場合、裁判所は登録意匠の無効を宣言することができると規定している。

### 3.3.5.6 判例法

2020 年には、ナイジェリアの裁判所が珍しく登録意匠に関わる判決<sup>2</sup>を示している。West African Cotton Company Limited (WACCL) v Hozelock Exel の訴訟において、ラゴスの連邦高等裁判所は、意匠が新規でなく、様々な積荷書類に記載されている製品が類似しているという理由で、2 件の意匠登録を取り消した。

この詳細については脚注のサイトを参照されたい。<sup>3</sup>

### 3.3.5.7 実施許諾

登録意匠の実施許諾に関する規定は存在する。特許・意匠法の第 23 条である。実施許諾が効力を発生するためには、登録簿に記載されていなければならない。実施許諾の契約書に独占性が明記されていない限り、実施許諾は独占的なものとはならない。

**強制実施許諾**—ナイジェリアには、工業意匠の強制実施許諾に関する規定は存在しない。

### 3.3.5.8 譲渡

登録意匠の譲渡に関する規定は存在する。特許・意匠法の第 24 条である。

## 3.3.6 権利の執行—裁判所のシステム（民事裁判所、刑事裁判所、行政裁判所(税関)）、模倣対策

### 3.3.6.1 排他的権利

上述した第 19 条は、登録意匠の権利者は以下の行為をなす排他的な権利を有すると規定している。

- 製品の製造過程において当該意匠を複製すること。
- 当該意匠を複製している製品を輸入し、販売し又は営利目的で利用すること。

<sup>2</sup> <https://ipkitten.blogspot.com/2020/09/west-african-cotton-company-limited-v.html>

<sup>3</sup> <https://www.opusip.co.uk/2020/09/18/west-african-cotton-company-limited-v.html/>

- 当該製品を販売するため、または営利目的で利用するために保有すること。

第 19 条は続けて、単に、複製された意匠が些細もしくは非本質的な態様で登録意匠と異なっているという理由、または当該意匠が関係する種類以外の種類の製品に関係するという理由のみによって、上記の目的のために登録された工業意匠を複製する行為が適法とされることはないと規定している。

第 19 条により賦与される権利には、以下の条件が適用される。

- 上記の権利が及ぶ範囲は、商業上または工業上の目的で行われる行為のみである。
- 登録意匠を組み込んでいる製品がナイジェリアにおいて適法に販売された後で当該製品に関してなされた行為には及ばない。

### **3.3.6.2 権利の侵害**

特許・意匠法の第 25 条は、意匠権者に与えられた排他的権利を他人が権利者の許諾なしに行使した場合、意匠権者の権利の侵害が発生すると規定している。

第 25 条はさらに、意匠権者は自らの権利の侵害について訴訟を提起することができるという規定している。

### **3.3.6.3 救済**

第 25 条は、特許権者に与えられる救済について定めている。意匠権者は、所有権の侵害に関して与えられる差止命令、損害賠償、利益の返還その他、すべての救済を利用することができる。

### **3.3.6.4 裁判所**

特許・意匠法の第 26 条は、侵害訴訟に関して管轄権を有する裁判所は連邦高等裁判所である旨を規定している。高等裁判所は、技術的または経済的な性質の事項について専門知識を有する補佐人 2 名を出席させ、それら補佐人の助言を得て審理を行うことができる。

### **3.3.6.5 刑法**

工業意匠の侵害に係る刑法上の規定は存在しない。

### **3.3.6.6 行政裁判所（税関）、模倣対策**

特に工業意匠に係る行政上の（税関の）措置その他の模倣対策は存在しない。ただし、これらの問題に関する情報については、本書の「商標」の項目を参照されたい。

## 3.4 著作権

関連法規は、「1990年著作権法 第28章」（「第28章 2004年」として改編）である。

### 3.4.1 定義

著作権法に示されている著作権の定義は、「著作権とは本法に基づく著作権をいう」という一文のみである。ただし、第1条には（第39条と照らし合わせて解釈すれば）著作権を享受しうる著作物の種類が記載・定義されている。

### 3.4.2 著作権保護の要件

#### 3.4.2.1 保護適格な著作物のカテゴリー

著作権法の第1条には「著作権保護が適用される著作物」という見出しが付されている。同条は、（第39条と照らし合わせて解釈すれば）以下のタイプの著作物が著作権保護を享受しうると規定している。

- 文芸著作物－「文芸著作物」という用語は以下の著作物を含むと定義されている：「文学的な質に関わらず、以下の著作物または以下に類似する著作物：小説、物語もしくは詩作品；戯曲、舞台演出；映画シナリオおよび放送台本；舞踏著作物；コンピュータプログラム；教科書、論文、歴史、伝記、随筆および記事；百科事典、辞書、人名録、アンソロジー；書簡、報告書および覚書；講義、演説および説教；判例集（裁判所の判決本文を除く）；表もしくは編集物」。
- 音楽著作物－「音楽著作物」という用語は以下の著作物を含むと定義されている：「音楽的な質に関わらず、楽曲および伴奏のために作曲された著作物」。
- 美術著作物－「美術著作物」という用語は以下の著作物を含むと定義されている：「芸術的な質に関わらず、以下の著作物または以下に類似する著作物：絵画、図画、エッチング、リトグラフ、木版画、エングレービングおよび印刷物；地図、設計図および図解；彫刻作品、映像用フィルムに含まれない写真；建造物の形態をとった建築著作物；芸術的技巧による著作物ならびに絵画的織物および手工芸品および産業芸術」。
- 映像用フィルム－「映像用フィルム」という用語は以下の著作物を含むと定義されている：「動画として上映可能であり、かつ、複製の対象となる一連の視覚的画像の最初の固定物であって、映像用フィルムに付随する録音物を含む」。
- 録音物－「録音物」という用語は以下の著作物を含むと定義されている：「聴覚的に甘受可能であり、かつ複製が可能な一連の音声の最初の固定物。ただし、映像用フィルムに付随するサウンドトラックは録音物に含まれない」。
- 放送－「放送」という用語は以下の著作物を含むと定義されている：「無線電信または有線通信または無線・有線の両方によるか、衛星またはケーブルのプログラムによって実施される音声放送またはテレビ放送であって、再放送を含む」。



### 3.4.2.2 労力と固定

著作権法第 1 条は、文芸著作物、音楽著作物もしくは美術著作物が以下の条件を満たしている場合、著作権による保護の対象となると規定している。

- 著作物の製作過程で、著作物に独創性を付与するために十分な労力が費やされていること。
- 現時点で知られているか今後開発される決定的な表現方式によって著作物が固定されており、その表現方式を通じて直接、または何らかの機械ないし装置の支援により、視聴、複製その他による伝達が可能であること。

### 3.4.2.3 保護不適格－産業プロセス

著作権法第 1 条は、美術著作物が制作された時点で、産業プロセスにより大量複製されるモデルまたはパターンとして当該著作物を用いることを制作者が意図していた場合、その美術著作物は著作権保護の対象とはならないと規定している。

### 3.4.2.4 他の著作物の著作権の侵害

著作権法第 1 条は、特定の著作物の制作または特定の著作物に関係する行為が他の著作物に存する著作権の侵害に関与していたという理由のみで、その特定の著作物が著作権保護の適格性を失うことはないと規定している。

### 3.4.2.5 保護を求める資格を有する者

著作権法第 2 条には「国籍または住所による著作権」という見出しが付されている。同条は、著作者が、共同著作権の場合には著作者のいずれかが、著作物制作の時点で著作権保護を求める資格を有していた場合、その著作物には著作権が付与されると規定している。

保護適格な人物に関する著作権法の定義は、ナイジェリアの国民であるかナイジェリアに居住している個人、企業の場合にはナイジェリアで設立された企業となっている。著作権法第 4A 条（後述）は、ベルヌ条約の締約国の国民または締約国に居住している個人、または締約国で設立された企業にも保護範囲を拡大している。

第 2 条はさらに、匿名もしくは変名で制作された文芸著作物、音楽著作物または美術著作物の場合、当該著作物が最初に公開された年の末日から 70 年の期間が満了するまで、著作権が存在すると規定している。

### 3.4.2.6 最初の公開

著作権法第 3 条には「原産国を参照することによる著作権」という見出しが付されている。同条は、著作権保護を享受しうる放送以外のすべての著作物につき、以下のいずれかに該当する場合に著作権が付与されると規定している。

- 文芸著作物、音楽著作物または美術著作物の場合には、ナイジェリア（またはベルヌ条約締約国）において最初に公開されたもの。
- 録音物の場合には、ナイジェリア（またはベルヌ条約締約国）において制作されたもの。

### 3.4.2.7 政府または州の管理

著作権法第4条には「政府、州機関および国際団体の著作物に関する著作権」という見出しが付されている。同条は、政府、州機関または所定の国際団体の指示もしくは管理に基づいて制作された著作物には著作権が付与されると規定している。保護期間は、著作権法の付則1（後述）に掲げられた表を参照して計算される。

### 3.4.2.8 ベルヌ条約締約国

著作権法第4A条には「国際協定への言及による著作権」という見出しが付されている。同条は、著作物の最初の公開日の時点で少なくとも1人の著作者がナイジェリアを締約国とする条約もしくは国際協定の締約国の国民であるか、締約国で設立された法人である場合、その著作物には著作権が付与されると規定している。

第4A条はさらに、上記の国際協定の締約国で最初に公開された著作物や、国連もしくは国連の専門機関、アフリカ統一機構または西アフリカ諸国経済共同体による著作物には、著作権が付与されると規定している。

ナイジェリアが「文芸的および美術的著作物の保護に関するベルヌ条約」（1886年）の締約国であるという点は指摘に値する。

## 3.4.3 保護期間

著作権法の付則1は、以下の著作物に関する保護期間を規定している。

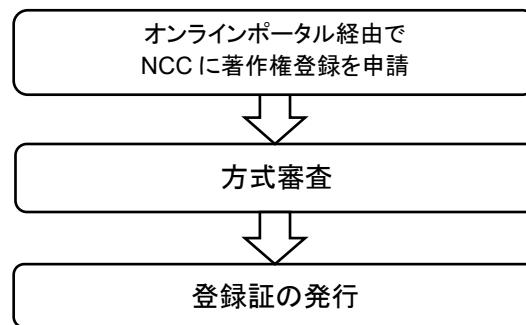
- 文芸著作物、音楽著作物、写真以外の美術著作物の場合、著作権保護期間は著作者の死亡した日から70年または（著作者が政府もしくは法人の場合には）著作物の最初の公開日から70年である。共同著作権の場合、最後まで生存していた著作者の死亡日が保護期間を決定する。
- 映像用フィルムまたは写真の場合、著作権保護期間は当該著作物が最初に公開された年の末日から50年である。
- 録音物の場合、著作権保護期間は当該録音物が最初に制作された年の末日から50年である。
- 放送の場合、著作権保護期間は当該放送が最初に行われた年の末日から50年である。

## 3.4.4 登録手続－申請適格者、申請場所、申請方法、通知期間、手続の期限、審査、拒絶理由通知、方式審査と実体審査、通知に対する答弁書、異議申立、発行

まず初めに注意すべきことは、ナイジェリアでは著作権の登録は可能であるが、法律上保護適格な著作物は、それが制作され、確定的な媒体に固定された時点で直ちに保護を享受することになる。保護により得られる利益を享受し、著作物が法的保護を受けるために、著作権登録は必要とされない。ナイジェリア著作権委員会（NCC）は著作権電子登録システムを運営しており、このシステムにより、著作者は自らの著作物の電子的複製をNCCに寄託することが可能である。ない。登録が完了すると、NCCは証明書を発行し、この証明書が著作物の存在の証拠として用いられることになる。

- 著作物について存在する著作権の所有者は、著作権の登録を申請することができる。
- NCC はオンライン登録システムを提供している。<sup>4</sup>
- 著作権登録を申請するためには、申請人が NCC にアカウントを作成する必要がある。アカウント作成後は、新たな著作物を登録し、デジタル版の複製をアップロードすることが可能になる。公定料金の支払もオンラインで可能である。
- 申請の審査は方式審査のみであり、その後で証明書が発行される。著作権登録の過程で、異議申立のために申請が開示されることはない。

#### 著作権登録のフローチャート



### 3.4.5 登録後－登録費用、特許権者の権利、取消、強制実施許諾を含む実施許諾、更新、効力発生要件

#### 3.4.5.1 登録費用

著作権登録に関わる公定料金は以下の通りである。

- 著作権登録料/権利移転の登録：10,000 ナイラ
- 証明書の認証済みコピーの発行：5,000 ナイラ
- 書類の認証済みコピーの発行：5,000 ナイラ

著作権者の権利は、「著作権の一般的な性質」という見出しが付された第 5 条にある程度詳しく規定されている。最も重要な規定は以下のようなものである。

#### 3.4.5.2 排他的利用権

排他的利用権の正確な性質は、著作物の種類によって決定される。

文芸著作物または音楽著作物－排他的利用権とは、以下の行為を自らなすか他人が以下の行為をなすことを許可する排他的な権利を意味する。

- あらゆる素材形態により著作物を複製する。
- 著作物を公表する。
- 著作物を公に実演する。

<sup>4</sup> <http://www.eregistration.copyright.gov.ng/home/index>

- 著作物の翻訳の制作、複製または公表を行う。
- 著作物の映像用フィルムまたは録音物を制作する。
- 賃貸、貸与、賃借、借入により、または以上に類する取り決めにより、著作物の複製物を営利目的で頒布する。
- 拡声器または他の類似の装置により、著作物の放送または公衆への伝達を行う。
- 著作物の翻案物を制作する。
- 翻案に関連して、上記のいずれかの行為をなす。

**美術著作物**－排他的利用権とは、以下の行為を自らなすか他人が以下の行為をなすことを許可する排他的な権利を意味する。

- あらゆる素材形態により著作物を複製する。
- 著作物を公表する。
- 著作物を映像用フィルムの中で使用する。
- 著作物の翻案物を制作する。
- 翻案に関連して、上記のいずれかの行為をなす。

**映像用フィルム**－排他的利用権とは、以下の行為を自らなすか他人が以下の行為をなすことを許可する排他的な権利を意味する。

- 映像用フィルムの複製物を制作する。
- 映像用フィルムを公の視聴に供する。
- 映像用フィルムのサウンドトラックを具現した録音物を制作する。
- 賃貸、貸与、賃借、借入により、または以上に類する取り決めにより、著作物の複製物を営利目的で頒布する。

**録音物**（第6条に規定）－排他的利用権とは、ナイジェリアにおいて以下の行為の実行を管理する排他的な権利を意味する。

- 録音物の全体または実質的に部分を、オリジナルの形態またはオリジナルに由来することが認識できる形態で直接間接に複製し、放送し、または公衆に伝達する。
- 賃貸、貸与、賃借により、または以上に類する取り決めにより、著作物の複製物を営利目的で頒布する。

**放送**（第7条に規定）－放送に関する著作権には、ナイジェリアにおいて以下の行為の実行を管理する排他的な権利を含んでいる。

- 放送著作物の全体または実質的な部分の録画および再放送を行う。
- 放送著作物の全体または実質的な部分を、オリジナルの形態またはオリジナルに由来することが認識できる形態で公衆に伝達する。
- 賃貸、貸与、賃借、借入により、または以上に類する取り決めにより、著作物の複製物を営利目的で頒布する。

**映像用フィルムに組み込まれた著作物の放送** – 著作権法第8条は、文芸著作物、音楽著作物もしくは美術著作物の著作権者が、当該著作物を映像用フィルムに組み込むことを他人に許可し、放送機関がそのフィルムを放送する場合、別段の明示的な合意が存在しない限り、著作権者はその放送を許可したものと見なされる。

### 3.4.5.3 保護期間

著作権法の付則1によれば、著作権保護の期間は以下のようになっている。

- 文芸著作物、美術著作物および音楽著作物 – 著作者の死亡した日から70年、著作者が法人である場合には著作物が公開された日から70年。
- 映像用フィルムおよび写真 – 公開の日から50年。
- 録音物 – 公開の日から50年。
- 放送 – 放送から50年。

### 3.4.5.4 判例法

#### 侵害に対する損害賠償

##### 事件の背景

アブジャ連邦高等裁判所が著作権に関して示した判決は、ナイジェリアの弁護士が運営している知財ブログで論じられている。<sup>5</sup>

##### 訴訟の概要

この訴訟においては、テレビ制作会社の TV Xtra Production が、国立大学委員会 (NUC) と電気通信事業者である Airtel (旧称 Zain) を相手どって、「Universities Challenge」と称するテレビのクイズ番組のフォーマットにつき、著作権侵害の訴訟を提起した。

報道によれば、原告の TV Xtra Production は NUC に対し、当該番組を是認するよう要請していたが、その是認が与えられることはなかった。そうこうするうちに、Zain (現在の名称は Airtel) が前記番組のフォーマットに類似したフォーマットを用いて、「Zain Africa Challenge」と称する番組を放送した。

##### 裁判所の判決

裁判所は著作権侵害が存在したとの判断を示し、TV Xtra Production の請求に応じて米ドル換算で200万ドル程度の損害賠償を認めた。

##### 分析

この訴訟は2つの理由で興味深いものである。第1の理由は、ナイジェリアではテレビショーのフォーマットの著作権が認められるということである。英米法系の他の国々においても、これに似た判決が

---

<sup>5</sup> <https://thenigerialawyer.com/copyright-infringement-court-of-appeal-reserves-judgement-in-appeals-by-airtel-nuc-against-tv-xtra/>

複数示されている。もう一つの理由は、ナイジェリアの相場に照らして高額な損害賠償が認められたということである。

## **利用料（ロイヤルティ）の分配**

### **基礎情報および訴訟の概要**

上記のブログは、ラゴス連邦高等裁判所の別の判決についても論じている。この判決により同裁判所は、ナイジェリア著作権協会（COSON）が「一般分配」（General Distribution）と呼ばれる方針を実施するのを禁じる命令を発行している。「一般分配」という方針が意味するところは、当該の年度を通じて著作物が1度も利用されていない会員に対しても、同協会の会員から徴収したロイヤルティ（利用料）の一部を分配するということである。

### **裁判所の判決**

裁判所の判決は、COSON に対し、ロイヤルティ分配の対象を当該の年度に著作物が現実に利用された会員、すなわち現実にロイヤルティを得ている会員に限定するよう実際に要求している。

#### **3.4.5.5 著作隣接権**

著作権法の第 II 部は、著作隣接権について定めている。実演家の権利と民間伝承という 2 つの主題に関する規定も、第 II 部に含まれている。

##### **3.4.5.5.1 実演家の権利**

著作権法第 23 条は、実演家は自らの実演（演技、演奏、朗読等）に関して以下の行為を管理する排他的な権利を有すると規定している。

- 実演
- 録音
- 生放送
- 複製
- 翻案

権利の存続期間は、最初の実演の日から 50 年である。

特に、第三者が許可なく実演の録音物を制作した場合や、第三者が許可なく実演のライブ放送を行った場合には、実演家の権利の侵害が発生する。実演家は救済（差止命令、損害賠償、不当利得の返還を含む）を求める権利を有する。さらに刑事責任も発生し、刑罰には罰金や（甚だしい場合には）禁固刑が含まれる。

##### **3.4.5.5.2 民間伝承**

民間伝承には、民族詩、民話、民謡（器楽演奏される民族音楽を含む）、民族舞踊、民族劇、図画・絵画・彫刻、宝飾、衣装その他要素による民族芸術の制作が含まれると定義されている。

民間伝承の表現の保護は以下の行為に適用される。

- 複製
- 実演、放送、ケーブル配信その他の手段による公衆への伝達
- 翻案、翻訳その他による変換

ただし、以下の行為は保護の適用外となる。

- フェアディーリング（公正な取引）
- 教育のための使用

著作権法第 28 条には、民事上の救済と刑事上の救済の両方が規定されている。

#### 3.4.5.6 譲渡および利用許諾（ライセンス）

譲渡と利用許諾は、著作権法第 10 条で扱われている。同条によれば、著作権は動産として移転することが可能である。譲渡、遺言処分および法の運用により、著作権を移転することができる。

著作権の譲渡にあたっては、著作権者が有する排他的権利の一部のみの譲渡、著作権による保護期間の一部のみについて有効な譲渡、特定の国または地域に限定される譲渡等の制限を加えることができる。

譲渡は書面によって行わなければならない。

独占的な利用許諾も、同様に書面によって行わなければならない。ただし、非独占的な利用許諾は書面でも口頭でも可能であり、極端に言えば当事者の行動から著作権の譲渡が推定されることもありうる。

共同著作権者の一人によって行われた譲渡や利用許諾は、他の共同著作権者によって行われた場合と同様の効果を生じる。複数の者が著作権の全部または一部について共通の利益を有している場合、または複合的な創作物（すなわち複数の著作物から構成される創作物）について存在する各種の著作権について複数の者が利益を有している場合、それらの者は共同著作権者と見なされる。

将来発生する著作物に関して譲渡や利用許諾を行うこともできる。

### 3.4.6 権利の執行－裁判所のシステム（民事裁判所、刑事裁判所、行政裁判所(税関)）、模倣対策

#### 3.4.6.1 侵害

著作権法第 14 条は、著作権者以外の者が権利者の許可なく以下の行為をなした場合、著作権の侵害が発生すると規定している。

- 著作権者の排他的権利の適用範囲に該当する行為を実行するか、他の者にそのような行為を実行せしめる。
- ナイジェリアで制作されていたならば著作権侵害の複製に相当する著作物複製品をナイジェリアに輸入する。
- 著作権侵害に相当する物品を公に展示する。

- 著作権侵害に相当する物品を商取引により頒布する。
- 著作権侵害に相当する著作物複製品の制作に使用されるポジティブプレート、マスターテープ、機械または設備を作製もしくは所持する。
- 著作権を侵害する実演のために、公共の娯楽施設の使用を許可する。
- 商取引もしくは事業を目的として、または商取引もしくは事業のための施設を支援するために、著作権の対象となる作品を実演するか、他人に実演せしめる。

#### 3.4.6.2 訴訟

著作権法第 15 条は、著作権者もしくは独占的ライセンシーは、侵害が発生した地域について管轄権を有する連邦高等裁判所に著作権侵害訴訟を提起することができる。

裁判所は、差止命令、損害賠償、不当利得の返還その他、財産権の侵害に係る相応の訴訟において認められる救済を命じることができる。著作権の存在を疑うべき合理的な理由が存在しなかったことを被告が立証しえた場合、損害賠償は認められないが、その場合にも著作権者は不当利得の返還を求める権利を有する。

侵害が立証され、裁判所が以下のファクターに鑑みて、原告が援用しうる効果的な救済手段が他に存在しないと判断した場合、裁判所は自らが適当と見なした「追加損害賠償」を認めることができる。

- 侵害の悪質性
- 侵害の結果として被告が得た利益

#### 3.4.6.3 刑事責任

著作権法第 18 条は、著作権侵害者の刑事責任について規定している。刑法上の犯罪となる行為には、著作権侵害に相当する複製品の作製、侵害に相当する複製品の輸入、侵害に相当する複製品の製造に使用される設備の所持が含まれる。上記の犯罪に対する刑罰には、罰金刑（侵害に相当する複製品 1 個あたり 1000 ナイラ以下）と 5 年以下の禁固刑が含まれる。

第 18A 条には「著作権侵害対策」という見出しが付されている。同条の規定によれば、「ナイジェリア著作権委員会」と称する団体が、著作権の対象となる作品の本体に表示されるか当該作品に関連して表示される意匠、ラベル、標章、刻印、「その他の著作権侵害防止標識」を定めることが認められている。

著作権侵害防止標識の輸入もしくは所持に関しても刑事罰を定めた規定が存在し、前記の行為には罰金刑と 5 年以下の懲役が科されることがある。

第 19 条には「法人による犯罪」という見出しが付されている。同条の規定によれば、法人（会社）が犯罪を実行した場合、当該法人および犯行時に当該法人の責任者であった者全員、または法人の事業遂行について当該法人に対し責任を負う者全員がその犯罪について有罪と見なされ、罪状に従って訴追され、処罰されることになる。

同条はさらに踏み込んで、会社の支配権を有していた者だけでなく、犯罪の実行を黙認することに同意した会社の管理職、秘書役その他の役員にも刑事責任が課されると規定している。



#### 3.4.6.4 一方的手続

著作権法第 22 条は、著作権者が一方的申立（すなわち相手方に対して事前通知が交付されない申立）に基づき、著作権保護される著作物の侵害に相当する複製品や、そのような複製品の作製を目的として使用されるか、そのような使用を意図された表示板、フィルムもしくは装置を押収することを認めている。

裁判所は、被告の保管もしくは管理の下にある著作権侵害の複製品もしくは装置の押収、留置および保存ならびに文書の調査を行う申立人が、警視補以上の身分の警察官を同道することを認める命令を発行する権限を有する。虚偽の情報を提供する行為は犯罪であり、提供者は有罪とされる。

#### 3.4.6.5 ナイジェリア著作権委員会

著作権法の第 III 部は、著作権の管理について規定している。その中には、「ナイジェリアにおいて著作権に影響を及ぼす事項全般について責任を負う」ことを任務とするナイジェリア著作権委員会（Nigerian Copyright Commission）の設立に関する規定がある。同委員会の権限の一つは、強制利用権の付与である（第 30 条）。

第 32A 条は、著作権調査官の任命について規定している。調査官は、著作権侵害に使用されていることが合理的に疑われる施設に立ち入ることができる。

#### 3.4.6.6 将来の著作権に関する展望－デジタル時代

以上、1988 年著作権法により規定される著作権について論じた。だが、この著作権法は、デジタル時代における著作権保護という目的にはもはや適合しないものと考えられている。それゆえ、「2015 年著作権法案」による法改正が行われることになっているが、新法が効力を発生する時期はまだ確定していない。

筆者が理解するところでは、上記の著作権法案には、以下の「オンライン・コンテンツに関する規定」が含まれることになる。

#### 3.4.6.7 テイクダウン手続およびセーフハーバー手続

現在保留されている著作権法案に盛り込まれているテイクダウン手続は、以下のようなものである。

- 新法案の第 47 条は、著作権者は侵害に相当するコンテンツを削除するかアクセス不能にすることを要求する通告をインターネットサービス・プロバイダー（ISP）宛に交付することができると規定している。通告のフォーマットは指定に従うものとする。
- 第 48 条は、通告を受領した ISP は、問題のコンテンツを提供している利用者に、自らが受領した通告を通知しなければならない。ISP が 10 日以内に通知に対する回答を受け取らなかった場合、ISP は当該コンテンツを無効化しなければならない。逆に、問題の利用者が正当な理由を提示した場合、ISP はその正当な理由を通告者に転送しなければならない。
- 第 49 条は、違反常習者のアカウントを停止する手続を定めている。同条の規定によれば、常習的な侵害に関する通告を ISP が受け取った場合、常習的な侵害者と疑われる者にその旨の

警告書を送付した上で、その者のアカウントを1か月以上停止しなければならない。警告を受けた利用者は、錯誤もしくは人物誤認を理由として通告に対し異議を申し立てる権利を有する。

- 第51条の規定によれば、ISPが侵害の事実を知らず、侵害に由来する金銭的利益を享受しておらず、通報を受けた時点で迅速に削除もしくはアクセス無効化の措置をとっていた場合、「著作権侵害その他の主題」に関して損害賠償その他の救済を引き受ける責任を負わない。
- 第52条は、ISPが侵害の事実を知らなかった場合、侵害に相当する素材のオンライン上のセッションへのリンクやユーザーへの提供に関して、「著作権もしくは著作隣接権の侵害」に関する責任を問われないと規定している。
- 第53条は、権利者は侵害者の特定をISPに要求する裁判所命令を求めることができると規定している。

#### 3.4.6.8 ナイジェリア通信委員会（NCC）の介入

著作権法案の第54条は、システムまたはネットワークにホストされたコンテンツもしくはリンクのうち、著作権者の権利を侵害しているとNCCが合理的に判断したコンテンツもしくはリンクをブロックするかアクセス無効化する権限をNCCに与えている。

#### 3.4.6.9 業界ガイドライン

上述した通り、著作権法案はまだ法律になっていない。同法案が法として施行されるまでは、ISPに関するNCCの実務指針が特に重要なものとなりうる。この実務指針は「インターネットサービスの提供に関するナイジェリア通信委員会ガイドライン」（Nigerian Communications Commission Guidelines for the provision of Internet Services）と呼ばれており、「2003年ナイジェリア通信法」の第70条(2)に基づき公開されている。

このガイドラインは非常に総合的な性格のもので、すべてのISPが「2006年消費者実務慣行規則」と呼ばれる法規の順守を求められるという事実等、さまざまな主題を網羅している。直接的な関係性が比較的高い規定をいくつか以下に挙げておく。

- 第5条はISPの義務を以下のように規定している：サイバー犯罪その他の違法行為に関して法執行当局に従うこと；サーバー犯罪問題に対処する自社の従業員の連絡先に関する詳細な情報を提供すること；必要に応じてユーザーに関するサービス関連の情報や、自社と当局との通信内容を提供すること；インターネットが犯罪行為に利用されていることを示唆する行為を知るに至った場合、NCCその他の法的機関に連絡すること。
- 第7条はサービス契約について規定している。同条によれば、サービス契約は、ユーザーによって提供されている自社のサービスが上記ガイドラインその他の適用法規に違反していることをISPが知った場合に、ユーザーのアカウントの即時の接続切断または停止とサービス契約の解消を可能にするものでなければならない。

- 第8条は、ISPはインターネットサービス関連の情報を最低12か月にわたって保管しなければならないと規定している。保管される情報としては、ユーザーの身元情報、メッセージの内容、トラフィックデータまたはルーティングデータ等が挙げられる。
- 第9条は、ISPは以下の指示を目立つように表示しなければならないと規定している：コンテンツへのアクセスの制御に用いられる方式、特にコンテンツを管理しようとする者のためのフィルター；インターネット上でコンテンツ提供に関する法律上の権利義務をユーザーに告知する；コンテンツに関する苦情申立ての手続について、エンドユーザーに情報提供する。
- 第11条は、ISPは「単なる導管」として行為するものであって、ユーザーによる送信については責任を負わないと規定している。ただし、当該送信を開始したのがISPではなく、テイクダウン通告を受け取った時点で問題の情報を削除するか当該情報へのアクセスを無効化するために遅滞なく行動することが条件である。同条はさらに、ISPはサービス利用者が提供し、自動的・即時的・一時的に保存されている情報（キャッシング）の送信についても、ISPが当該情報を改変していない限り、ISPは責任を負わないと規定している。また、ユーザーのリクエストによる情報の保存（ホスティング）についても、ISPが当該情報を改変していない限り、ISPは責任を負わない。
- 第12条は、コンテンツ関連の苦情に迅速に対応するため、ISPがテイクダウン手続を実行しなければならないと規定している。
- 第14条は、ISPは営業用eメールのコンプライアンスを推進するために適切な措置を講じなければならないと規定している。すなわち、営業用のメールには、その旨を明瞭に表示しなければならない；メール送信を代行する人物が明確に特定されていなければならない；販促用の申入れの適格性を満たすための要件が明瞭に示されていなければならない；オプトアウト（送り付けられた情報を回避する手段）が存在していなければならない。

#### 3.4.6.10 要約

現時点では、テイクダウン規定、セーフハーバー規定その他、オンライン侵害の諸側面に関連する問題は、「インターネットサービスの提供に関するナイジェリア通信委員会ガイドライン」によって規定されている。「2015年著作権法案」が発効すれば、それらの問題には上記のガイドラインと並んで新著作権法が適用されることになるはずである。

### 3.5 地理的表示

ナイジェリアには、地理的表示の登録や保護の扱いに特化した法律は存在しておらず、ナイジェリアはリスボン協定の締約国にもなっていない。なお、同協定の最新版である「2015年ジュネーブ改正協定」は、WIPOを通じた原産地名称および地理的表示の国際的保護を規定している。

商標登録官は、地理的表示に関する適当な法律または法的枠組みの必要性を示唆しており、目下検討段階に入っているが、公式的に何らかの措置が講じられるまでには至っていない。ナイジェリア政府の内部では、この目標を実現するための話し合いが様々なレベルで行われている。

現時点では、地理的表示の唯一の保護形態は、「1990年商標法」の文言により提供されている。第43条は、証明標章の保護を規定している。これにより、原産地、原材料、製法、品質特性に関する地理的表示の登録が可能になっている。

## 3.6 商標

商標という表題の下に言及される法律は、「商標法 T13 章 2004 年ナイジェリア連邦法」である。

### 3.6.1 定義

商標法における「商標」という用語の定義は、商取引の過程における、商品もしくはサービスと、商標権者または登録上の使用者として標章を使用する権利を有する者（その者の識別情報が商標に示されているか否かを問わない）との関係を示すものとして、または前記の関係を示すために、商品もしくはサービスに関連して使用されるか、そのような使用を企図された標章とされている。商標には、証明標章が含まれる。

通常の商標に加えて、防護標章および証明標章に関する規定が存在する。

防護標章は、商標法第 32 条で規定されている。同条の規定は以下のようなものである。

- 特に考案された一ないし複数の語から成る登録商標が、商標登録の対象となる商品もしくはサービスに関して非常に周知なものとなり、第三者が他の商品およびサービスに関連して当該商標を使用した場合、商取引の過程において、人々が前記登録商標の所有者との関係を示すものと解釈する恐れがある場合、
- 周知商標の所有者は、前記の他の商品もしくはサービスに関して当該商標を使用する意図がないという事実にも拘わらず、それら他の商品またはサービスに関して当該商標を防護標章として登録することができる。

防護標章は、不使用による取消申立の対象とはならない。

証明標章は、商標法第 43 条で規定されている。同条の規定によれば、いずれかの商品に関して、原産地、原材料、製造方法、品質、精度その他の特徴につき特定の者が証明した商品を、商取引の過程において、そのように証明されていない商品から識別する目的に適合した標章は、証明標章として、前記の者の名義で登録簿の A 部に登録することが可能である。

### 3.6.2 要件

ナイジェリアの商標登録簿は A 部と B 部の 2 つの部分に分かれている。

#### A 部

第 9 条は A 部について定めている。同条は、特定の標章が A 部で登録可能となるためには、当該標章が識別力を備えていなければならないと規定している。同条によれば、登録可能となるためには、当該標章が次の本質的事項のうちの 1 つ以上から構成されていなければならない。

- 特別もしくは特定の態様で表示されている会社、個人または事業者の名称。
- 登録出願人または同人の事業の前権利者の署名。

- 特に考案された一ないし複数の語。
- 商品の特性または品質に直接的な関係がない 一ないし複数の語であって、通常の意味では地理的名称もしくは姓ではないもの。
- その他の識別力を有する標章。

第 9 条は続けて、以上に該当しない名称、署名又は語は、その識別力が証明されない限り、A 部に登録することはできないと規定している。

第 9 条はさらに、「識別力を有する」(distinctive) という語の意味について規定している。同条によれば、「識別力を有する」とは、登録されているか登録予定である商標の対象となる商品につき、全体的に、または当該商標が制限付きで登録されているか制限付きで登録される予定である場合は当該登録の範囲内での使用に関して、当該商標の所有者が業として関係するか関係する可能性がある商品を、そのような関連性が存在しない商品から識別する目的に適合していることを意味する。

第 9 条は最後に、ある商標が識別という目的に適合しているか否かを判断する際には、当該商標が本来的に識別という目的に適合している程度と、当該商標の使用その他の事情により、当該商標が識別という目的に事実上適合している程度を考慮する必要があると規定している。

## B 部

第 10 条は B 部について定めている。第 10 条は、特定企業の商品を別の企業の商品から識別させることが可能な商標は、B 部に登録することができる規定している。B 部の登録についても、当該商標が本来的に識別という目的に適合している程度と、当該商標の使用その他の事情により、当該商標が識別という目的に事実上適合している程度を考慮する必要がある。

### 上記以外の要件

第 11 条は、誤認や混同を生じさせる恐れがあり、従って裁判所の保護を受けられないか、公序良俗に反するものを商標として登録するのは適法でない規定している。

第 12 条には、一般に使用され、認められている化学物質または化合物の名称である文言の商標登録に対する制限が示されている。

第 13 条は、同一商品を対象として登録された商標と同一であるか混同を惹起する程度に類似している商標の登録を禁じている。ただし、誠実な同時使用があった場合や、別段の特別な事情が存在する場合には、そのような商標の登録が許容されることもある。

第 14 条は、登録簿の A 部への登録は、7 年後には最終的に有効とされるという事実を規定している。同条の規定によれば、A 部の登録商標に関係するすべての法的手続において、A 部への商標の原登録は、登録日から 7 年が経過した後は、あらゆる点で有効であるものと見なされる。ただし、当該登録が詐欺によって取得されていた場合や、当該商標が第 11 条に違反している場合はこの限りではない（第 11 条は、誤認や混同を生じさせる恐れがあり、従って裁判所の保護を受けられないものを商標として登録することは違法であるとしている）。

第 15 条は、商標の要素のうち識別力を有していないものについては、排他的権利の放棄を商標出願人に求めることを認めている。

第 16 条は、商標は一ないし複数の色に限定することができ、そのような限定は商標の識別力を判断する際に考慮されると規定している。

第 17 条は、商標登録を出願しようとする者は、出願に先立ち、当該商標が識別力を有するか否かについて登録官の助言を求めることができると規定している。登録官から肯定的な助言を得てから 3 か月以内に商標登録が出願され、その出願が識別力の欠如を理由として後日に拒絶された場合、出願料の払い戻しが行われる。

国際分類システムは適用されるが、商標法には単区分出願に関する規定しか存在しない。

### **3.6.2.1 保護期間**

第 23 条は、商標登録の有効期間は 7 年であり、更新期間は 14 年であると規定している。

## **3.6.3 出願/登録手続－出願適格者、出願場所、出願方法、通知期間、手続の期限、審査、拒絶理由通知、方式審査と実体審査、通知に対する答弁書、異議申立、発行**

### **3.6.3.1 出願の場所**

出願はナイジェリア知財庁において行われる。

### **3.6.3.2 出願資格を有する者**

当該商標を使用する意思を有する者のみが、商標の登録出願を有効に行うことができる。

### **3.6.3.3 商標の真正な所有権に関する判例法**

#### **Piaggio 事件<sup>6</sup>**

##### **事件の背景**

現地販売店が外国に所在する本社の商標を乗っ取ろうとする事件は、アフリカでは非常によく見受けられる。そのため、ナイジェリアで示された判決が外国の本社の正統性を強く表明したことは、歓迎すべきことであった。事件名：Piaggio & C.S.P.A v Autobahn Techniques Limited and the Registrar of Trademarks；ラゴス連邦高等裁判所；2017 年 11 月 30 日付判決；判決言い渡しは Tsoho 判事。

##### **事件の概要**

イタリアのスクーター製造業者である Piaggio が、ナイジェリアにおける同社の公認販売店であった Autobahn Techniques と称する会社がナイジェリアで行った商標出願に対し提起した異議申立に関わる事件である。この事案には、不使用を理由として Piaggio に帰属するナイジェリア商標登録の取消

---

<sup>6</sup> <https://spoor.com/nigerian-court-finds-for-foreign-trade-mark-owner/>

を求めて Autobahn Techniques が提起した申立ても絡んでいる。商標登録官は Piaggio に不利な判定を下したため、Piaggio はこれを不服として上訴した。

### 裁判所の判決

高等裁判所は登録官の決定を覆し、Piaggio が提起した異議申立は認められるべきであり、登録取り消しを求める被告の申立は却下されるべきであると判示した。判事は、この判決と同時に、Piaggio がナイジェリアにおける当該商標の真正な所有者であると宣言する宣言書を発行している。

### 判決理由

「Piaggio」という語と六角形の図案を含む様々な商標を Piaggio が使用していることは、証拠により証明される。Piaggio の事業は世界的に展開されており、その商標はナイジェリアを含む多くの国で使用・登録されていることを示す証拠もあった。Piaggio は 2001 年にナイジェリアにおける自社の販売店として Autobahn Techniques を指名したが、それ以前に、既にナイジェリアにおいて自社商標を登録していた。2010 年、Autobahn Techniques は、Piaggio の語と六角形の図案から成る商標に関する 7 件の登録出願を行った。Autobahn Techniques は当該商標の真正な所有者であると主張しえないという理由で、Piaggio はそれら商標の登録に対し異議を申し立てた。

Autobahn Techniques は、自社はナイジェリア政府とのプロジェクトの結果として、自らの発意に基づいて（換言すれば Piaggio の関与なしに）Piaggio の製品をナイジェリアに輸入したことがあると主張した。それまで Piaggio はナイジェリアで自社商標を登録していなかったのであるから Piaggio を当該商標の所有者と見なすことはできない、というのが被告側の主張であった。

### 典拠となった英国の判例

連邦高裁の判事は、真正な所有権と悪意の問題を採り上げた非常に古い英国の判例数件（うち 1 件は 1897 年のもの）に言及している。「1990 年ナイジェリア商標法」が「1938 年英国商標法」と似ているという点を想起することが重要である。上記の判例のうちの 1 件において、裁判所は、ある会社が自らの本国において商標を最初に使用し、その商標に付随する営業上の信用が別の国にも及んでいる場合、後者の国の裁判所は現地企業が当該商標を模倣するのを許すべきではないと判示している。別の判例では、ライセンス/販売店は自らのライセンサーが所有する商標の所有権を主張しえないとの判断を裁判所が示している。

### 当事者間の関係

本件を審理した判事はさらに、当事者間には取引関係が存在し、その関係は一種の本人-代理人関係であり、この関係は Autobahn Techniques による Piaggio の商標所有権の承認を必然的に伴っていると認定している。

判事は、これら 2 つの会社は「相乗的な関係」にあると述べた上で、Autobahn Techniques は Piaggio の公認販売店であった期間を通じて自社のレターヘッドに Piaggio のロゴを使用しており、同社の本社には「Piaggio センター」の表示があり、Piaggio の職員がナイジェリアの事業所を訪問したり、Piaggio のスタッフを技術マネージャーとして配置したりという事実があったことを指摘している。



判事の言によれば、当事者間の関係は、Autobahn Techniques が「ナイジェリアにおける Piaggio ブランドの販売特約店/代表であるという関係であった。Autobahn Techniques は、「Piaggio ブランドに関わる営業上の信用を盛り上げる」ために Piaggio から「サポートを受けて」いた。Autobahn Techniques が達成した売上は単に Piaggio の販売店としての取引であり、当該商標に営業上の信用を与えるものではない。Autobahn Techniques はおそらく、自社が「ナイジェリアにおける Piaggio ブランドの積極的な販促を通じて『広告屋』の役割を務めていた」ということを理解していなかった、と判示は示唆している。

### 商標の所有権

商標の所有権に関して、判事は、Piaggio の商標を先に使用したのが Piaggio であり、Autobahn が「Piaggio ブランドの創始者」として Piaggio を「現実に認めていた」のは「異論の余地なき」ことであると述べている。典拠となる先例に基づき、「問題の商標の考案者であり先使用者である」Piaggio の方が「所有権について上位の請求権を有することになる」のは極めて明白である。ナイジェリアの国民が外国ブランドを認知するようになった時点で販売店が「商標を盗用することはできない」と判示は付言している。販売店による大規模な販促活動も、「所有権と営業上の信用を自動的に獲得させるほどのものではない」。

### 分析

今回の判決は、ナイジェリアで営業している外国企業に幾ばくかの安堵を与えてくれるはずである。とはいえ、ナイジェリア市場に参入しようとする外国企業は、可能な限り早期に自社商標を登録することが賢明であろうと思われる。

#### 3.6.3.4 要件

国際分類は順守されているが、ナイジェリアで可能なのは単区分出願のみである。委任状も要件となる。医薬品や食品に関して使用される商標は、必ず商標として登録しなければならないという点は指摘しておくべきであろう。

#### 3.6.3.5 審査

方式審査と実体審査（登録可能性と先行権に関する審査）が存在する。

拒絶理由通知について言えば、出願に対して引用される商標に関しては、極めて乏しい情報しか提供されないのが常であり、引用された商標について詳細な情報（所有者、現状、対象となる商品/サービス等）を得るために調査の実施が要求されるのがほとんど常態となっている。

出願人は、拒絶理由通知を受領した日から 2 か月以内に、拒絶理由通知に答弁することを要求される。回答期限の延長は可能であるが、延長は登録官の裁量によって認められる。認められる延長期間は平均で 1 か月程度であるが、実際にどの程度の延長が認められるかは登録官の裁量次第である。

出願人は、当局の引用に対抗するために、引用された商標の所有者からの同意書を提出することができる。それぞれの事案は、それ自体の是非に基づいて判定されるため、すべての事案において同意書が異議を克服する上で十分に効果的であるという保証は存在しない。

拒絶理由通知に対する答弁書が提出されると、登録官は提出された文書を検討して回答を発行することになる。提出文書が登録官を納得させれば、その出願は認められ、登録官は受理通知を発行することになる。

### 3.6.3.6 商標審査に関する国際協力

#### INTA

2019年4月に、国際商標協会（INTA）の職員により、ナイジェリアの商標審査官に対する研修が行われた。この研修では、商標の異議申立と取消に関する国際的な最良慣行や、知的財産と自由貿易協定（「アフリカ大陸自由貿易協定」（AfCFTA）等）といった主題が採り上げられた。この構想の一部として、INTAの上級職員は各方面のナイジェリアの官僚（税関の長、知的財産権部門の長、商標登録官、ナイジェリア著作権委員会事務局長等を含む）との会合が行われた。

### 3.6.3.7 公開

出願が受け付けられた場合、その出願は官報上で公開される。

### 3.6.3.8 異議申立

商標法第20条は、あらゆる者は、公開から2か月の期限内に商標出願に対する異議申立通知を提出することができる」と規定している。この期限は延長することができない。異議申立通知には、異議申立の根拠が記載されていなければならない。

登録官は異議申立通知のコピーを商標出願人に送付し、送付を受けた出願人は、当該商標出願が受理されるべきであると自らが考える理由を記載した答弁書を提出することができる。この答弁書は、異議申立通知の受領から1か月以内に提出しなければならない。答弁書が提出された場合、異議申立人は、「法定宣言書」（Statutory Declaration）を提出することにより、自らの異議申立を裏付けることを要求される。その後、出願人には、やはり「法定宣言書」を提出することにより、抗弁のために自らの証拠を提出する機会が与えられる。登録官はその後、（必要に応じて）聴聞を行った上で、当該出願を登録すべき理由があるか否かを判断する。

第21条は、登録官の決定に不服がある場合は裁判所に上訴することができる」と規定している。上訴において、新たな異議申立理由を主張することはできない。

2019年、異議申立の迅速化のために商標裁判所が新設された。

### 3.6.3.9 判例法と商標異議申立に関する通知

#### MacLeod's 事件<sup>7</sup>

#### 事件の背景

2018年、ナイジェリアが過去に複数の分類制度を利用していたという事実に関わる重要な判決が示された。ナイジェリアは現在、自国の商標登録制度に関して「商品およびサービスに関する国際分類」

<sup>7</sup> <https://www.mondaq.com/nigeria/trademark/762014/a-trade-mark-opposition-highlights-the-issue-of-re-classification>

を採用している。だが過去には、50種類の区分（すべて商品）のみから成る昔の「英国分類システム」を採用していた時期がある。「1990年ナイジェリア商標法」には、旧登録の再分類に関する規定が設けられているが、登録簿に記載されている商標の多くは、旧システムに基づいて分類されている。しかし、旧分類システムに基づき分類された登録が存在する結果として、どのような事態が起こるだろうか？

## 事実関係

ここで取り上げる主題は、ナイジェリアの高等裁判所が *Aventisub LLC (formerly Aventis Holdings Inc) v Macleod's Pharmaceuticals Limited* (2018年10月12日)の訴訟で扱った問題である。この事件の発端は、被告である医薬品会社の *MacLeod's* が、2014年に、分類標目第5類（第5類とは、もちろん医薬品が属する区分である）の商標として「MACFLOX」を出願したことである。原告の *Aventisub* は、旧分類システムの第3類（「医薬品の調剤および特に制酸薬の調剤」）に1967年付で商標「MAALOX」が登録されていることを理由として、被告の出願に対して異議を申し立てた。旧分類システムの第3類は、医薬品および制約に使用するために調合された化学物質に関する分類である。

## 登録機関の決定

登録機関の聴聞官は、両者の商標が異なる分類に属しているため、当該出願は混同可能な類似性に関する規定に違反していないと判断し、原告の異議申立を却下した。2018年10月12日、ラゴス連邦高等裁判所は原決定を覆し、両者の商標は混同を生じさせる程度に類似していると判示した。

## 裁判所の判決

判事は、登録判断の際に調査する情報を商品の分類に限定すべきではなく、むしろ商品の類似性を考慮すべきであると認めた。このことは、1990年商標法第13条(1)から極めて明白である。第13条(1)は次のように規定している：「ある商品またはある種類の商品に関して、異なる所有者に属する商標であって同一の商品または同一種類の商品に関して既に登録簿に記載されているものと同一であるか、誤認もしくは混同を生じさせる程に類似している商標を登録してはならない」。判事はさらに、再分類は強制ではないと指摘している。分類について定めた商標規則の規則6(1)は、登録所有者は再分類を「申請することができる」と規定しているからである。

## 分析

裁判所の判決は疑いもなく適正であった。ただし、旧分類システムに基づくナイジェリアの商標登録を持っている企業は、登録局の不当な決定を将来的に回避するために、自社の登録の再分類を検討するのがおそらく賢明であろう。

## Phillip Morris 事件<sup>8</sup>

### 事件の背景

Phillip Morris Products S.A. v House of Stewarts Limited FHC/L/CS/1955/2015 の訴訟では、商標出願に対する異議申立通知が提出された。異議申立人は、この通知のコピーを登録出願人に交付することを登録局に確約したにも関わらず、その交付を行わなかった。その結果、登録局は、当該異議申立は放棄されたものと考え、問題の商標出願は登録可能であるとの判断を示した。

### 上訴

異議申立人は、この問題について訴訟を提起した。連邦高等裁判所は、登録局は異議申立通知を登録出願人に交付するという制定法上の義務を負っており、その義務を異議申立人に委託することはできないと判示した。結果的に、問題の商標の登録は適正な手続を経ずに行われたものであるため、取消を余儀なくされた。

### 分析

この判決は適正であるように思われる。ナイジェリアの法は非常に明瞭であり、同法第 20 条(1)は、異議申立人は出願の公開から 2 か月以内に異議申立を「登録官に通知することができる」と規定している。他方、同法第 20 条(3)は、登録官は「写しを出願人に送付するものとする」と規定している。

## Visa 事件<sup>9</sup>

### 事件の背景

Visa International Service Association v Visafone Nigeria Limited and the Registrar of Trademarks (2019 年 4 月 15 日) の訴訟において主要な問題となったのは、Visafone Nigeria と称する被告企業が商標「Visafone」を第 16 類に登録するために行った出願が、原告の Visa International に帰属する同じ区分の商標登録（商標「Visa」の登録）に基づいて拒絶されるべきか否かということである。登録所と高等裁判所のいずれにおいても異議申立が認められなかったため、本件は最終的に控訴裁判所に持ち込まれることとなった。

### 先例への言及

判事はナイジェリアの有名な訴訟である Ferodo 事件をふんだんに引用し、次のように述べている：「2 つの商標が同一であるか否か、両者の間に強い類似性があるか否かを判定するために 2 つの商標を比較する際に、それらが文字商標である場合には、その語の最初もしくは最後の音節についても詳細に調べるべきである」。

### 法の適用

判事は上記の先例を本件に適用して次のように述べている：「第 1 被告の商標 Visafone には、全体として控訴人の商標 Visa を取り入れていることが窺える…『Visa』という語に『Fone』という語を接尾

<sup>8</sup> <https://www.inta.org/perspectives/nigeria-registrar-must-serve-opposition/>

<sup>9</sup> <https://www.jacksonettian.edu.com/wp-content/uploads/2020/02/Abandonment-of-Trade-Mark-Applications-in-Opposition-Proceedings-February-2020.pdf>

辞的にさりげなく付加することは…奨励されるべきことではない」。判事はさらに続けて次のように述べている：「本官の見解によれば、Visafone の商標は Visa という商標に『不安を誘うほど近接した範囲』にあると言っている範囲にあり、ゆえに当該商標の登録は不可能である」。

## 事実認定

判事は、Visa の商標は普通名称であるという Visafone Nigeria の請求を却下し、辞書に載っている Visa という語の意味は、「発行国の領土に進入し又は領土を通過する許可を所持者が有していることを示すために、パスポートに記載される公的な保証」であり、それが正確な意味であると指摘している。その結果、Visa という商標は「第 16 類の商品とは何ら関係のないものであるため、識別力を有しており、恣意的なものである」。

## Nike v Consitex, the Zegna 事件

### 事件の背景

ナイジェリア登録局の商標裁判所は、Nike International Ltd (出願人) と Consitex S.A. (異議申立人) に関わる事案において、興味深い決定を下している。この事案の事実関係は、Nike がナイジェリアにおいて衣料品に関する区分である第 25 類の商標として「Yegna」の登録出願を行ったことに端を発している。異議申立人の Consitex は、小売サービスに関する区分である第 35 類に属する「Ermengildo Zegna」のナイジェリア登録ならびに以前に係属中であった第 25 類のナイジェリア商標出願を理由として、「Yenga」の出願に対する異議申立を行った。

### 主張

Consitex は、自社は世界的な商標「Ermengildo Zegna」（この商標はしばしば短縮形で Zegna と表示される）の所有者であると主張した。父姓（父または父の祖先に由来する姓）は短縮される傾向があると同社は主張し、Giorgio Armani がアルマーニ (Armani)、Christian Louboutin が Louboutin (ルイヴィトン) と称されていること等を例として挙げている。異議申立人はさらに、商標 Ermengildo Zegna が (Zegna の名を冠した数多くの店舗の存在を含めて) 国際的に大規模に使用されているという事実を援用し、Nike の出願は消費者の混同を引き起こす可能性があるとして述べた。Nike は商標 Ermengildo Zegna および Zegna の評判を利用しようとしているというのが、異議申立人の主張であった。同人は最後に、Nike の出願は悪意によるものだと主張した。

他方 Nike は、自社は世界各地で第 25 類に登録されている商標「Yegna」の真正な所有者であると主張した。さらに、自社の商標は Ermengildo Zegna を模倣したものではないと Nike は主張している。自社の商標は Ermengildo Zegna とは異なっており、混同の可能性は存在しないというのが出願人の主張であった。出願人は最後に、今回の異議申立は濫訴に当たると主張して訴を締め括っている。

## 事実認定

登録官は上記の異議申し立てを支持した。一般原則から説き起こして、登録官は次のように述べている：「ある商標を登録可能と判断する基準は、既に登録されている商標と比較して当該商標は登録されるべきか、それ公衆に誤認や混同を生じさせるかどうかということである」。登録官はさらに続けて、類似性判断の際には、「人間の2つの感覚が用いられる...聴覚と視覚である」と述べている。従って、「電話での通話中に発生する可能性のある混同」も考慮すべきである。

「異議申立人の商標である Ermengildo Zegna は一体として感受される2語の商標である旨を主張する出願人の提出文書」を審査官は拒絶した上で、「当法廷に提出された証拠により証明される最も重要な語は Zegna である」と述べている。登録官が示した結論は以下のようなものであった：「出願人の商標である Yegna が視覚的にも音声的にも異議申立人の商標 Zegna に類似しており、公衆の心裡に誤認や混同を生じさせる可能性がある」と、当法廷は判断せざるを得ない」。

## 分析

この事案には興味深い側面がいくつかある。第1に、登録官が商標の属地性という概念を認めていることは注目に値する：「外国の商標登録または登録出願は、ナイジェリアの国境の内側では法的帰結もしくは商業的帰結を一切持たない。ナイジェリアを締約国とするあらゆる国際条約に関わらず、商標登録は地域的に限定されているからである」。

第2に、異議申立人の商標は「Ermengildo Zegna」ではなく「Zegna」であるという主張を受け容れる態勢が登録官にあったという点が興味深い。最後に、異議申立人が援用した Ermengildo Zegna に関する係属中の登録出願（第25類）の出願日が、四半世紀以上前の1993年に遡るという点も注目に値する---残念ながら、ナイジェリアの商標実務の内情を物語る事実である。

### 3.6.3.10 異議申立裁判所の新設

ナイジェリアにおける商標異議申立の現状を見ると、未処理の業務が大量に存在している。2019年、当局は商標異議申立裁判所の新設を発表した。裁判所が実際に運営されるようになる時期がいつになるかは今のところ判然としないが、筆者らが理解するところでは、この裁判所は、自らの必要に応じて判例集その他の法律資料に対するアクセス権を有することになる（現体制の下ではそのようなことは不可能なようである）。さらに、筆者らの理解するところでは、すべての口頭審理は、商標登録官もしくは登録官補佐によって監督されることになる。ナイジェリアの弁護士は、異議申立手続が迅速化され、口頭審理から30日以内に判決が言い渡されるようになることを希望している。

### 3.6.3.11 商標判決便覧

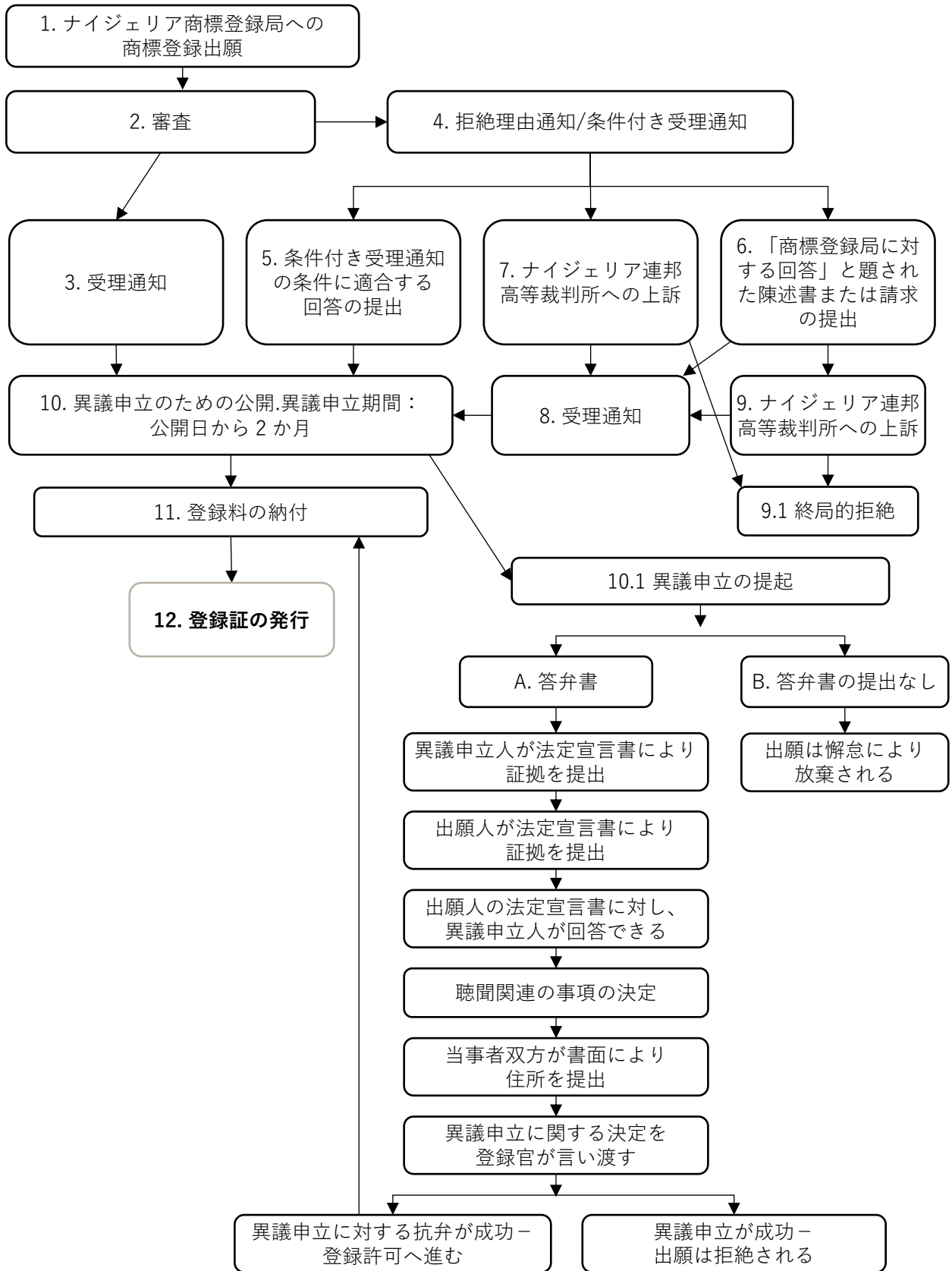
2019年3月15日、ナイジェリア商標登録所は、「商標裁判所判決便覧」を発行することを発表した。この便覧は大部の文書となる予定で、ページ数は700ページ近くに達するという。筆者らの理解するところでは、この便覧には、長年の間に異議申立事案において裁判所が言い渡した判決の概要が盛り込まれる予定である。

この発表は非常に歓迎すべきものである。これまで、裁判所の判決の写しを入手することは困難で費用がかさむため、人々は判決文の入手に消極的であった。判決便覧が発行されれば、商標権者やその弁護士は、過去の判決を参照して、特定の問題がどのように判断されるかをよりの確に予想できるようになるだろう。

#### **3.6.3.12 権利付与**

商標法第 22 条は、異議申立がなかった場合、または異議申立が却下された場合には、商標の登録証が発行されると規定している。登録は（出願日から）7 年間にわたって有効であり、更新期間は 14 年である。

### 商標登録フローチャート





### 3.6.3.13 商標登録プロセス

1. 商標登録を取得するためには、出願人は所定の書類を完成させ、ナイジェリア登録局に公定料金を支払わなければならない。
2. 商標登録局は、出願が商標法の関連規定に合致しているかどうかを審査する。
3. すべての要件が満たされていると登録局が見なした場合、受理通知が発行される。
4. 登録局は拒絶通知もしくは条件付き受理通知を発行し、出願を拒絶または条件付きとする理由を通知に明記することができる。
5. 条件付き受理通知に同意する旨の答弁書を登録局に提出することができる。
6. 出願人が拒絶通知について争う意向を有する場合、通知への応答として登録局に陳述書を提出することができる。別の手段として、聴聞（事情聴取）を請求できると商標法は規定している。
7. 拒絶査定に不服がある場合、裁判所に上訴できると商標法は規定している。ただし、この上訴は実務上あまり見られないものであり、通常の実務としては、上の6項に示した最初の陳述書を登録局に提出することになる。
8. 拒絶査定が首尾よく覆された場合、受理通知が発行される。
9. 拒絶査定が覆されなかった場合、出願人の選択に従い、拒絶査定に対する新たな上訴を裁判所に提起することが可能である。裁判所が登録局の拒絶査定を覆した場合、受理通知が発行される。
- 9.1. 裁判所が上訴を認めず、登録局の出願拒絶の査定を確認した場合、出願は最終的に拒絶される。
10. 出願の登録が認められた場合、出願は異議申立のために国内の公報に公開される。
- 10.1. A. 異議申立がなされ、その異議申立に対して抗弁する意向が出願人にある場合、30日以内に答弁書を提出することを要する。  
B. 答弁書が提出されなかった場合、出願人は出願を放棄したものと見なされる。

異議申立に対する抗弁手続においては、出願人が提出した答弁書が異議申立人に交付され、その後は以下のステップに従って手続が進められる。

- 異議申立人が法定宣言書により証拠を提出する。
- 出願人が法定宣言書により抗弁のための証拠を提出する。
- 異議申立人は、出願人の法定宣言書に対する回答書を提出することができる。
- 聴聞に関わる事項が取り決められる。
- 当事者双方が各自の住所を書面により提出する。
- 登録官により、異議申立に対する決定が発行される。
- 異議申立が認められた場合、出願は拒絶される。
- 異議申立に対する抗弁が成功した場合、出願の承認に向けた手続が進められる。以後の手続はステップ11となる。

11. 法に定める期限内に異議申立がなされなかった場合には、登録料の支払義務が発生する。
12. 登録料の支払後、登録証が発行される。

### **3.6.4 登録後－登録費用、特許権者の権利、取消、強制実施許諾を含む実施許諾、更新、効力発生要件**

#### **3.6.4.1 費用**

出願から登録までに要する費用の総額は、ポンド換算で 1,000 ポンド/米ドル換算で 1350 ドル程度となりうる。この費用には、拒絶理由通知や第三者の異議申立に関わる費用は含まれない。拒絶理由通知の処理に関わる費用は拒絶の性質によって異なるが、平均すればポンド換算で 550 ポンド/米ドル換算で 750 ドル程度である。異議申立の提出または抗弁に関わる費用は、時間料金として請求されるのが普通で、費やされた時間によって異なる。事案を取り巻く状況によって、料金は大きく変動することになる。

#### **3.6.4.2 有効性**

商標法第 14 条は、A 部の登録は、登録から 7 年後には最終的に有効とされる。この原則には以下の 2 つの例外がある。

- 当該登録が詐欺によって取得されていた場合。
- 誤認や混同を生じさせる恐れがあり、従って裁判所の保護を受けられない商標や、公序良俗に反する商標の登録。

#### **3.6.4.3 不使用**

商標法第 31 条は、商標登録は不使用に基づき取り消されることがあり、取消は当該商標登録の対象である商品もしくはサービスの全部ないし全部について行われると規定している。取消申請は関係者によってなされることを要し、申請人は以下のいずれかの事実について登録局を納得させることを要する。

- 商標が当該商標を使用しようとする善意の意図なしに登録され、実際に当該商標の使用がなかったこと。
- 出願日の 1 か月前に当たる日までに、当該商標が登録商標であり、かつ、登録所有者によって商品に関する当該商標の善意の使用がなされなかった期間が連続 5 年以上にわたって存在すること。

同一種類の商品またはサービスに関する商標の使用が存在したことを登録所有者が立証しうる場合、取消申請の拒絶が可能である。

登録所有者が、「連合商標」(associated mark) または「その同一性に影響しない非実質的な追加もしくは変更が加えられた」商標の使用を立証しうる場合にも、取消申請が拒絶されることがある。連合商標とは、「同一の登録所有者により登録された別の商標に（商標本体および/または対象の商品の

面で) 類似する商標であって、他の者が所有していた場合には混同を生じさせる可能性があると思なされる程度に、前記の別の商標に類似しているもの」をいう (第 28 条を参照)。

#### 3.6.4.4 使用許諾 (ライセンス)

商標法第 33 条は、使用許諾と「登録使用権者」の登録に関する規定である。登録使用権者による商標の使用は、「許諾された使用」と呼ばれる。

第 33 条は、許諾された使用は商標権者による使用と見なされると規定している。たとえば、不使用に基づく取消訴訟から登録を保護する必要が生じた場合、許諾された使用を以て不使用の主張に対抗できる。

使用許諾の登録により生じる別の結果は、登録使用権者は侵害者を相手どった商標侵害訴訟の提起を商標権者に要求することができ、商標権者が 2 か月以内に侵害訴訟を提起しなかった場合、登録使用権者は自らの名において訴訟を提起することができる、ということである。

第 26 条は、登録商標の譲渡に関する規定である。譲渡には、商標に関係する事業の営業上の利権が伴う場合もあれば、伴わない場合もある。第 30 条は、譲渡により商標に対する権利を取得した者は、登録局に譲渡の登録を申請しなければならないと規定している。

##### 3.6.4.4.1 使用許諾に関する論文

2021 年 5 月 5 日、ナイジェリアの法律事務所 Banwo Ighodalo が、「ナイジェリアにおける商標使用許諾」(Trademark Licensing in Nigeria) と題された論文<sup>10</sup>を LinkedIn に投稿した。この論文は、いくつかの法律事務所に属する弁護士との協力による合作のようである。

上記の論文の中で、商標の使用許諾は、「商標権者 (ライセンサー) が、互いが合意した条件に基づき商標を使用する許可を他の者 (ライセンシー) に供与することを定めた取り決め」と定義されている。

論文の著者らは、ナイジェリア商標法第 33 条は、商標の使用許諾とライセンシーまたは「登録使用権者」の登録について定めた規定であると主張している。法の文言によれば、登録によって商標の売買が容易になると予想される場合、登録官はライセンスの登録を拒絶することができる。同法は、許諾された使用 (「許可された使用」と言うこともある) が商標権者による使用と見なされることを明確にしている。許諾された使用は、独占的な専用使用権である場合もあれば、非独占的な使用権である場合もある。

上記の論文は、商標の使用許諾に伴う利点をいくつか挙げている。それは以下のようなものである。

- ライセンサーの不労所得
- ライセンサーの事業の拡大
- ブランドの振興
- 戦略的パートナーシップの創出。それにより、本来であればアクセス困難な市場への参入が可能になる場合もある。

<sup>10</sup> <https://www.banwo-ighodalo.com/grey-matter/trademark-licensing-in-nigeria>

使用許諾の短所としては、以下のようなものが挙げられている。

- 商標の盗用。ライセンシーが商標とともに雲隠れする、商標権者がライセンス商標の使用状況を監視することが困難だと気付く等のケースが考えられる。
- 評判に対する脅威。特に複数ライセンス契約の場合、評判の毀損はライセンサーにもライセンシーにも悪影響を及ぼしかねない。

この論文の結論部分は次のようになっている：「商標の使用許諾は、有益なものとなりうる。当事者双方が利益を得る機会を掴めるからである。それと同時に、ライセンシーが手を広げすぎたり、当事者の一方が悪意で行為したりした場合、使用許諾が有害なものとなることもありうる。」

### **3.6.5 権利の執行－裁判所のシステム（民事裁判所、刑事裁判所、行政裁判所(税関)）、模倣対策**

#### **3.6.5.1 民事的手段による権利の執行**

商標法第5条は、登録の対象となった商品に関して登録商標と同一の商標もしくは混同を生じさせる程度に類似した商標が使用された場合、侵害訴訟を提起する権利をA部登録の所有者に与えている。

第6条は、B部登録の所有者は類似の商標に関して侵害訴訟を提起する権利を有すると規定しているが、類似商標の使用によって誤認や混同が生じる可能性がないことを被告が立証しえた場合、差止命令または救済が与えられることはない。

第7条は、先使用の抗弁に関する規定である。同条の規定によれば、登録商標が最初に使用された日もしくは当該商標の登録日に先立つ日（いずれか早い方の日付）から、登録商標と同一であるか混同を惹起する程度に登録商標に類似している商標を継続して使用してきた者がいる場合、当該登録商標の商標権者または登録使用权者は、先使用者がその商標を使用するのを禁じることができない。

第8条は、自身の名称または自らの商品の真正な説明の善意の使用に基づく抗弁に関する規定である。同条の規定によれば、権利者以外の者が自身の名称もしくは自らの事業所の名称、または自らの商品の特性や品質に関する善意の説明を使用することは、商標登録によって妨げられないとされている。

商標侵害に関しては、パッシングオフ（詐称通用）に関するコモンロー上の訴訟という救済手段も考えられる。

いわゆるアントン・ピラー命令（侵害被疑商品の搜索と押収を認める命令）が利用できる場合もある。

商標侵害訴訟では、連邦高等裁判所が第一審となる。判決に不服がある場合には控訴裁判所に控訴することができ、最終的には最高裁への上告が可能である。

### 3.6.6 権利の執行に関する判例法

#### Renaissance Hotel Holdings 事件 (2016 年)

##### 事件の背景

ここで採り上げる Renaissance Hotel Holdings Inc v De Renaissance Hotel Limited 2016 の訴訟においては、ナイジェリア国内で実際に営業していない大手国際企業の権利が、ナイジェリアの裁判所によって支持されている。

この訴訟は、ある米国企業に関係するものである。この会社は 1981 年以来、ホテル業務に関して「Renaissance」という語と筆記体の「R」の文字から成る商標を使用していた。同社は米国をはじめとする世界各地に 29 のホテルを保有している。また、同社は第 43 類に属するナイジェリアの商標登録を有している。

この米国企業は、自社の商標をナイジェリアの企業がホテル業務に使用していることに気づき、商標侵害とパッシングオフを主張して訴訟を提起した。ニューヨークの Renaissance ホテルを見たことがあるという証人は、そのニューヨークのホテルがナイジェリアのホテルと関係しているのだろうかという疑問を抱いたと証言している。

##### 事実認定

裁判所は、本件においては商標侵害とパッシングオフの両方が成立するとの判断を示し、差止命令を発行するとともに、ナイジェリア企業に多額の損害賠償の支払を命じた。その過程で、同裁判所は、先例となるナイジェリアの判決 Ferodo Ltd v Ibetho Industries Ltd (2004) 5NWLR PT. 866 P. 317 に言及している。この判決を示した裁判所は以下のように述べている：「(商標登録は) 自らの商品の上市もしくは販売に関して登録商標を使用する排他的な権利を商標権者に与える。権利者以外の者が、登録商標と同一であるか、誤認もしくは混同を生じさせる可能性がある程度に登録商標によく似た商標を、権利者の同意なしに使用した場合、その行為は、商標侵害、パッシングオフ、またはその両方について訴訟を提起する権利を商標権者に与えることになる」。

##### 分析

この判決は、ナイジェリアで営業している多国籍企業からは心強い判決と見なされている。

#### Toyota v Subaya 事件 (2018 年) <sup>11</sup>

##### 事件の背景

Toyota Motor Corporation v Subaya Metalware Nigeria Limited and Registrar of Trademarks は、トヨタの商標「Lexus」をめぐる展開した訴訟である。この訴訟で控訴裁判所に提示された問題は、トヨ

<sup>11</sup> <https://www.mondaq.com/nigeria/trademark/699590/toyota-wins-court-dispute-over-infringement-of-lexus-trademark-the-decision-in-toyota-motor-corporation-v-subaya-metalware-nigeria-ltd-anor>

タが自社の「Lexus」の車両にカーステレオを搭載していることが、Subaya による商標「Lexus」の登録（第9類）の侵害に相当するか否か、というものであった。

## 証拠

自らが主張する侵害について Subaya が援用した証拠は次の2点である：トヨタが自社の登録商標に類似した「Lexus」の商標登録を出願していたという事実；証拠物件1点（判決の中では「Lexus Premium System」と表示された「取り外し可のカーステレオ」と説明されている）。

## 事実認定

だが、判事は上記の証拠に納得しなかった。「控訴人（トヨタ）が、混同を生じさせる程度に登録商標に類似した『Lexus & Device』の商標登録を出願したという事実は、本官の慎ましい知識によれば、原告の既存の商標の侵害には相当しない」と裁判所は述べている。判事は以下のように詳述している：「商標法第18条は、特に、自らが使用しているか使用を予定している商標の所有者であると主張する者が当該商標の登録を希望する場合、その者は…登録官に出願しなければならない…明確な法の規定の順守は…法律上、商標権者に与えられた権利の侵害には相当しえないと規定している」。

第9類の登録に自動車用音響システムが含まれるか否かという問題について、判事は以下のように述べている：「ここに具申するならば、自動車から分離されたステレオは自動車の一部を構成しないという主張は疑いもなく実体に欠けるものである…（証拠物件は）自動車/車両の内部で機能するように設計された音響システムであり、最も寛容な見方をしても自動車の構成部品/装置であって、第9類ではなく第12類に該当する。

## The Chartered Institute of Arbitrators 事件（2018年）<sup>12</sup>

### 事件の背景

この事件で高等裁判所が示した判決は、ナイジェリアの裁判所が略奪的な国内企業から外国の商標権者の権利を保護しようと躍起になっていることを示唆するものかもしれない。

The Chartered Institute of Arbitrators v The Chartered Institute of Arbitrators (Nig) Gte/Ltd and the Corporate Affairs Commission (22 October 2018)の訴訟においては、ナイジェリアで設立されたのではなくイギリスに拠点を置く研究機関である The Chartered Institute of Arbitrators が、「The Chartered Institute of Arbitrators (Nigeria)」の名称で会社として登録され、その名称の下で運営されているナイジェリアの研究機関の営業を停止させることができるか否か、という問題が争点となった。この訴訟は商標登録に基づくものではなく、パッシングオフに関するコモンロー上の救済に基づくものである。イギリスに拠点を置く研究機関は、ナイジェリアの研究機関が自らの名称とロゴを模倣しただけではなく、会員資格の等級（通常会員、フェロー会員など）をも模倣していると主張した。

<sup>12</sup> <https://lawcarenigeria.com/the-chartered-institute-of-arbitrators-v-the-chartered-institute-of-arbitrators-nig-ltd-gte-2018/>

## 事実認定

裁判所は、イギリスの研究機関に有利な事実認定を示し、ナイジェリアの会社に対する業務停止命令を言い渡した。パッシングオフの請求の要件として次の3つを挙げている：原告の商号または商標に原告の商品またはサービスを識別させる能力がなければならない；被告による詐称の事実が存在しなければならない；損害発生の可能性が存在しなければならない。判事は、本件にはこれらの要素がすべて存在すると認定している。ナイジェリア企業が主張した主要な抗弁理由は、上記のイギリスの研究機関はナイジェリアにおいて会社として登録されていないという事実であり、「会社および関連事項に関する法律」（略称 CAMA）の第 54 条は、ナイジェリアで営業しようとする外国の会社はナイジェリアに登録しなければならないと規定しているが、それにも関わらず、被告が指摘した事実は本件とは無関係であると判事は認定している。

## 分析

この判決の最も興味深い側面は、おそらく、判事が「識別力」という要件について論じているという事実であろう。原告であるイギリスの研究機関が世界的に高い評価を得ているという事実によって識別力が証明される、と裁判所は考えたのである。このことは、パッシングオフ訴訟においてナイジェリアの裁判所が評判(reputation)以上のものを要求しないということを示唆しているのかもしれない。これに対し一部の国の裁判所は、パッシングオフの認定に際し、自国の特定の企業と結びついた営業上の信用(goodwill)を要求している。単なる評判で十分であるならば、ナイジェリアにおいて未登録商標の不正使用を止めさせることは、他のアフリカ諸国の一部に比べて容易であるということかもしれない。だが、この訴訟ではパッシングオフ請求の本質的特徴が事細かく検討されているわけではない、という点に注意しなければならない。しかも、この判決を除けば、パッシングオフの法理に関する判決はナイジェリアでは極めて少ない。それゆえ外国企業は、ナイジェリアで認められる何らかの国際的評価に頼ろうとするよりも、自社の商標をナイジェリアで登録するのが賢明であろうと思われる。

## Facebook case 事件 (2021 年) 13

### 事件の背景

ナイジェリア連邦高等裁判所が Double Paws Enterprise v Facebook\*の訴訟で示した判断は非常に時代に即したものである。この訴訟の原告は Double Paws Enterprise (DPE) と称するナイジェリアの企業であり、同社は第 42 類に属する商標「Pawsbook.com & Device」のナイジェリア商標登録を有している。被告である Facebook は、原告の商標が自らの商標を侵害していると考えた。だが、Facebook は原告の商標の使用および/または登録に対して異議を申し立てる代わりに、DPE が当該商標を Facebook 上で使用することを阻止した。どうやら、当初は脅しと威嚇により、次は使用制限を課すこと

<sup>13</sup> <https://www.vanguardngr.com/2021/02/n10m-trademark-judgment-debt-appeal-court-strikes-out-facebooks-appeal/>

によって当該商標の使用を妨げようとしていたが、最終的には同社の Facebook アカウントから DPE を完全にブロックするという手段をとった。そこで DPE が訴訟を提起した。

## 事実認定

この事案を担当した Faji 判事は、問題の商標登録の所有者である DPE はナイジェリアで利用可能なあらゆるオンラインプラットフォーム上で商標を使用する権利を有するとの判断を示した。Facebook は、判事が「自力救済」と称した手段によって DPE の使用を妨げる権利を持たない。Facebook が原告の商標によって実際に迷惑を被っていたのであれば、商標法に規定された救済手段（異議申立や侵害訴訟など）に従うべきである。

判事は、ナイジェリアにおいてナイジェリアの企業が利用するオンラインプラットフォーム上で DPE が自社の商標である「Pawsbook.com & Device」を使用することに対して「嫌がらせ、妨害、干渉」を行うことを Facebook に禁じる永久的差止命令を発行した。判事はさらに、Facebook を利用できなかったことによる営業上の損失につき、DPE に損害賠償を認めた。

## 管轄権

事実認定の過程で、判事はいくつかの認定を行っている。そのうちの一つは、本件にはナイジェリアの法が適用され、ナイジェリアの裁判所が管轄権を有するということである。管轄権という重要なファクターには、当事者双方がナイジェリアで商標を登録しており、原告がナイジェリア国籍であり、訴の対象となった行為がすべてナイジェリアで発生しているという事実が含まれている。

## 判決文中の興味深い言説

「本官の見るところ、本件における実質的な抗弁事由は、当該商標が無効であるという主張のように思われる。被告は、登録に対する異議申立や登録の取消を求める訴訟を通じて、この抗弁事由を主張すべきであった…異議申立とは、商標登録官が行った前記商標の登録に対して異議を唱える手続であるが、本件においては商標登録官は当事者となっていない。」

\*Olusegun Abudu Akogun t/a Double Paws Enterprise v Facebook Inc and Facebook Ireland Ltd.

### 3.6.6.1 刑事的手段による権利の執行

「商品表示法」(M10 章 2004 年ナイジェリア連邦法) の第 3 条、16 条および 18 条は、以下のよう  
な犯罪を規定している：商標の偽造；商標の虚偽表示；商標の偽造に使用される設備の製造、販売ま  
たは所持；不正な商標出願および商標の使用。

「模倣品・偽造医薬品・有害加工食品法」(C34 章 2004 年連邦法) の第 1 条は、模倣品または偽装食  
品、医薬品の生産、輸入および販売を犯罪と規定している。

### 3.6.6.2 行政的（税関の）手段による権利の執行

ナイジェリアには税関登録による水際対策の手続は存在しない。



税関が商品を押収する権利は、関税・間接税管理（商品処分）法に基づき制限されている。特に第1条(1)は、「関税・間接税管理法」に基づいて定められた規則もしくは命令に違反して商品がナイジェリアに輸入された場合、そのような商品は没収されることになる。

第1条(1)の内容に関わらず、裁判所命令がない限り、税関は模倣品を押収する権限を持たない。それゆえ、模倣品が別段の禁止もしくは制限の対象となっていない限り、職権により模倣品を押収する権限は税関にはない。

ナイジェリア税関（NCS）は、国家食品医薬品管理局（NAFDAC）、ナイジェリア標準化機構（SON）などの機関とつながりを持っており、すべての模倣品を「絶対的輸入禁止リスト」（Absolute Prohibition List）に記載している。

税関による権利執行の手続を開始する場合、申請人は以下のいずれかの行為をなすことができる。

- 税関に権利の執行を要求する裁判所命令を取得する。
- 税関に対する申請を行う。
- 申請には以下の行為が含まれる：保護対象の製品のサンプル提出；SON等の団体への登録を示す証拠の提出；輸入が予想される貨物の詳細情報の提供；保証の提供（保証が要求される場合）。
- 税関が商品を留置した場合、申請人は当該商品の検査を行う権利を有し、それら商品の保管費用は税関が負担する。刑事訴訟を提起することが可能であり、申請人が輸入者との和解を成立させることもできる。商品を拘留すべき正当な理由が税関側にあったと裁判所が認定した場合、輸入者は損害賠償を求める権利を持たない。
- 税関の協力を確実に得られるようにするため、NAFDACやSON等の団体への申請を行う。

### 3.6.6.3 権利の執行、模倣品対策

ナイジェリアには、模倣品の取り締まりに特化した専従の機関は存在しないが、模倣品の取り締まりに関係している団体はいくつかある。たとえば以下のような団体である。

- 連邦競争・消費者保護委員会（FCCPC）は、消費者に関わる不公正もしくは虚偽的な慣行（偽造商標の使用を含む）に対処する機関である。消費者が供給者との問題を解決すべく努力することを前提として、FCCPCは消費者の苦情に基づいて行動する。FCCPCの職員は、施設への立入、捜索および/または商品の撤去を行う前に、裁判官から令状を取得する必要がある。
- ナイジェリア標準化機構（SON）は、裁判所命令がなくても施設への立入や規格に適合しない商品の押収・没収・破棄を行うことができる。ただし、そのような措置が可能なのは、権利者が自らの製品を登録しており、商標権を証明する証拠を提出した場合に限られる。SONは犯罪者を訴追することができるが、訴追手続は法務長官が引き継ぐことになる。
- 国家食品医薬品管理局（NAFDAC）は、未登録の食品および模倣食品の押収と破棄を行うことができる。また、NAFDACは法務長官の同意を得て刑事訴訟手続を開始することができる。

- 経済金融犯罪委員会（EFCC）は、経済犯罪および金融犯罪を告発し、知的財産の盗用および著作権侵害に対処する権限を有する。

#### 3.6.6.4 模倣品対策に関する各種構想の発表

##### 著作権侵害取締班（Anti-piracy unit）

2018年、ナイジェリア警察は、連邦首都地域（FCT）を含むナイジェリア36州のそれぞれに模倣品取締班を設置する計画を発表した。この構想は、ナイジェリアの巨大な映画産業（ハリウッドをもじって「ノリウッド」（Nollywood）と呼ばれることもある）が著作権侵害によって毎年2000万USドルもの損失を被っているという事実と強く関連している。警察当局は、ナイジェリア映画産業の重役たちや情報文化省の高官たちと協議した上で、この構想を発表した。

##### 規制機関どうしの協力

ナイジェリアにはいくつかの規制機関が存在しており、これら機関の活動は知的財産権の執行や模倣品取締りに影響を及ぼしている。

上述の規制機関の一つがナイジェリア標準化機構（SON）である。SONは、国内外で製造される製品に関する規格の策定と、それら規格の順守の保証に責任を負っている。SONの活動は、工業規格に適合しない模倣品に対処する上で、実効性を有することが証明されている。2番目の規制機関は国家食品医薬品管理局（NAFDAC）である。NAFDACは連邦政府の機関であり、食品、医薬品、化粧品、医療機器、化学薬品、パッケージ入り飲料水の品質と安全性を向上させることにより、公衆の健康を保護する責任を負っている。模倣品対策の面では、NAFDACは施設の強制捜査、侵害品の押収と破棄、さらには有責者の告発を行う権限を有している。

建設的な展開の中で、2018年には、SONとNAFDACがパートナーシップを形成し、規格不適合品や模倣品を市場からの根絶を実現するために可能な限り協働することで合意したとの発表があった。当然のことながら、このパートナーシップはブランド権利者が模倣品に対する戦いを展開する上で助力を提供してくれるものと期待されている。

#### 3.6.6.5 ナイジェリアの模倣品問題の広がりに関する記事および報道

##### 記事1

「World Trademark Review」という刊行物には、さまざまな形態の模倣品取引、特に医薬品の模倣品取引に終身刑を科す旨の規定を設けた法案に関するレポートが掲載されている。これは全く前例のない規定というわけではない。既に、金銀の模造については終身刑が適用されることがあるからである。

この法案は、NAFDACによって議会に提出されたものであり、模倣品・偽造医薬品・有害加工食品法の改正を求めている。同法案は、終身刑の規定を設けるだけでなく、内部告発者に対する保護の強化、模倣を幫助・教唆した者に対する刑罰の厳格化、資産の没収、犯罪者の銀行口座へのアクセスの簡略化などの規定が盛り込まれている。このことは確かに、当局が模倣問題を深刻に捉えていることを示唆するものである。

しかし、ナイジェリア当局が国際ビジネス社会を納得させるまでには、もう少し努力が必要かもしれない。国際商業会議所の「模倣品・海賊版防止のビジネスアクション」(BASCAP)の説明によれば、ナイジェリアは「アフリカ大陸の他の地域に模倣品が入り込むためのゲートウェイ」だという。BASCAP はさらに、ナイジェリアに関して次のような厳しい評価を行っている：「知財保護もなく、裁判所の先例によって実証された保護もなく、しかも裁判所の手続は緩慢である」。

## 記事 2

2017 年に [www.legal-patent.com](http://www.legal-patent.com) のウェブサイトに掲載された記事「Counterfeiting, the rising threat to FMCG markets」(模倣—FMCG 市場に迫る脅威)は、ドイツ人弁護士の Dr Meyer-Dulheusen によるものである。この記事は、先進国の弁護士たちが、アフリカにおける模倣問題は高級品に関してはさほど大きくなく、むしろ日用消費財 (FMCG) に関する問題の方が大きいという事実気付いていることを明らかにしている。

この記事の著者は、アフリカにおける主要な問題の一つが模倣品であると主張している。著者の言によれば、模倣品の多くは中国から渡ってくる。模倣品の提供元の一つは巨大企業であり、リサイクル品のスパイスや工業用塩を用いてブランド品を模倣したソースや調味料を製造している。製造に使用される原材料は、重金属や発癌剤、肝臓に損傷を与える物質を含んでいることがあるため、人間の食用としては禁じられており、食用に適さないものとされている。

著者は、ナイジェリア市場の規模の大きさについて論じている。見積もりによれば、ナイジェリアの市場で活動する事業者の数は 75 万人に達すると言われている。ナイジェリアの模倣品はアルコール飲料から自動車用タイヤまでのあらゆる領域に浸透している、と著者は述べている。著者がブランド権利者に与えている助言は、次のような実際的なものである：「パッケージを常に変更し、ホログラムを使用すること」。

## 欧州の報道

2020 年 1 月 8 日、欧州委員会は、第三世界における知的財産の保護と執行に関する報告書を公表した。

今回の報告書の中でアフリカはあまり大きく扱われていないが、2019 年 5 月には、知的財産の保護と執行の水準を向上させ、汎アフリカ的な自由貿易交渉を支援するため、EU はアフリカに関する 4 年協力プログラムを採択している。

それを別にすれば、この報告書の中でアフリカに言及した箇所はすべてナイジェリアに関わっている。更新版の「優先国リスト」では、ナイジェリアは優先度第 3 位の国となっている。「模倣品が通過する国としての重要性が高まっているため」である。ちなみに、優先度第 1 位の国は中国であり、インド、インドネシア、ロシアおよびトルコが優先度第 2 位の国である。

上記の報告書には、ナイジェリアに関して以下のような肯定的なコメントがある。

- ナイジェリアは WIPO 著作権条約、WIPO 実演・レコード条約、マラケシュ条約 (視覚障害者の著作物利用について定めた条約) に加入している。

- NAFDAC は、西アフリカにおける模倣医薬品の取締りに長足の進歩を示している。

だが同時に、以下のような否定的な初見も報告書に含まれている。

- ナイジェリアは、技術的保護手段の迂回に対抗するための保護を導入していない。
- ナイジェリアでは、集団的権利の管理に重大な欠陥がある。
- ナイジェリアにおける知的財産権の執行には、依然として深刻な懸念が存在している。さらに、ナイジェリアは中国産の模倣品が西アフリカに持ち込まれる際の主な通過点であるという事情がある。
- 許諾されていない数多くのオンライン音楽配信サービスがナイジェリアを拠点としている。
- ナイジェリア税関の水際対策が手ぬるい。
- ナイジェリアはマドリッド協定議定書、ハーグ協定、植物品種に関する法律（UPOV 条約 1991 年法）に加入していない。

2021 年の報告書は、ナイジェリアが UPOV への加入手続に着手したこと、新たな著作権法の導入が予想されることを確認している。それと同時に、知的財産権の執行が「依然として深刻な懸念の源」であり、「知的財産権の侵害が蔓延している」ことも認めている。模倣品や著作権侵害品を水際で押収および破棄するための十分な権限が税関にないことを含めた「法執行メカニズムの弱点」も、同報告書の中で論じられている。<sup>14</sup>

---

<sup>14</sup> [https://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2021/april/tradoc\\_159553.pdf](https://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2021/april/tradoc_159553.pdf)

### 3.7 知的財産権（商標、特許、意匠、著作権、地理的表示）に関する公定料金

主な公定出願料金の一部を以下の表に掲げる。（通貨単位 NGN はナイジェリア・ナイラの略）

カテゴリー	公定料金
<b>商標</b>	
新規商標の登録	NGN 15,000
譲渡の登録	NGN 15,000
商標登録証の更新	NGN 12,000
商標登録証の発行/最終登録料	NGN 10,000
商標の補正出願	NGN 8,000
商標登録証の申請と登録	NGN 12,000
<b>特許</b>	
特許付与出願（条約）	NGN 25,000
特許付与出願（条約以外）	NGN 15,000
特許維持年金	NGN 8,000
<b>意匠</b>	
意匠登録出願（テキスタイル以外）	NGN 20,000
意匠登録出願（テキスタイル）	NGN 22,000
更新	NGN 10,000

#### 注意すべき事項：

NCC（ナイジェリア著作権委員会）への著作権届出の公定料金は、NGN 10,000.である。

ナイジェリアにおける地理的表示の申請については、公表された料金は存在しない。現時点では、地理的表示に関する法律が存在しないからである。地理的表示に関する申請人は、暫定的に、商標登録証を求める出願を以て地理的表示の申請に代えることを検討してもよい。その際に適用される料金は上の料金表に示されている。

ここに示した料金には、現在支払われているオンラインのポータル使用料や「コンビニエンス料金」（クレジットカード払いの場合の割増料金）は**含まれない**。これらの料金は通常、NGN 1,500～NGN 3,500 で、個々の願書（申請書）が提出される状況によって異なる。

## 4. ナイジェリアにおける最新知財事情

### 4.1 植物品種の保護

2021年5月、2021年植物品種保護法（以下「本法」と称する）をナイジェリア法に導入することが承認された。2021年8月27日、ナイジェリアがUPOV条約1991年法に適合していることが再確認され、ナイジェリアはUPOVの加入国として認められた。

本法は、植物品種登録局の設立を定めており、この機関は、国家農業種子協議会（National Agriculture Seed Council；略称 NASC）の内部に設けられている。現在、同法に効力を与えるための施行規則の最終案が準備されている。施行規則が発効した時期については、今後の情報を待っている状態である。NASCは業務を行っており、植物品種の登録出願を受け付ける態勢にある。我々は現状をモニターし、今後何らかの発展があれば情報を更新していく予定である。

ナイジェリアにおいて特定の品種の販売もしくは処分を既に行っている植物育成者は、今後の展開を注意深く見守っていくことが望ましい。最近創出された既存の品種の育成者は（当該植物品種の販売や処分がナイジェリアにおいて出願日に先立つ4年以内の期間（樹木もしくはブドウの場合には6年以内）に行われた場合、その育成者は、本法の施行日から12か月以内であれば（2022年5月21日まで）植物育成者権の保護を出願しうるからである。

以下のメモでは、本法において比較的重要な特徴をいくつか論じることとする。

#### 4.1.1 全体的構想

説明的な覚書の記述によれば、本法の目的は「ナイジェリアの小規模自作農民のために、主要商品作物の生産性向上を促進し、植物育成事業および作物の品種開発への投資を奨励する」となっている。

#### 4.1.2 すべての植物が対象

本法は、植物のすべての属および種の保護を規定している。

#### 4.1.3 保護要件

保護の要件は、通常のUPOVの要件と同じく、新規性、区別性、均一性、安定性である。

**新規性**—出願日の時点で、当該品種の種苗もしくは収穫物が、ナイジェリア国内においては出願日の1年以上前に、ナイジェリア以外の地域においては出願日の4年以上前（樹木もしくはブドウの場合には6年以上前）に、育成者の同意を得て販売もしくは処分されていない場合、新規性の要件は満たされることになる。ただし、新規性の要件の適用除外として、新品種の試験、試験に関連する処分、無許可でなされた販売および公的に認められた見本市での展示など、いくつかの場合が定められてい

る。「育成者」という語は、品種を育成もしくは発見し、かつ開発した者、または前記の者の雇用主もしくは委託者、または前記の者の承継人と定義されている。

**区別性**—「区別性」という語は、「出願の時点で、その存在が一般に知られているすべての他の品種と明確に区別される」ことを意味すると定義されている。

**均一性**—「均一性」という語は、当該品種の繁殖から生じることが予想しうる変異を考慮した場合に、重要な特性が十分に均一であることを意味すると定義されている。

**安定性**—「安定性」という語は、繰り返し増殖させた後に又は特別な増殖周期がある場合にあっては当該周期の終わりに特性が変わらないことを意味すると定義されている。

#### 4.1.4 手続

この法律には、以下の事項が規定されている。

- 出願のプロセス
- 名称の必要性。品種の名称は、識別力を備えていなければならない、誤認や混同を生じさせないものでなければならない。
- 12 か月の優先権期間
- 出願の補正
- 出願の公開
- 出願に対する異議申立（出願権の不存在、重大な虚偽表示、本法もしくは施行規則の不順守等が異議申立理由となる）
- 出願の審査
- 登録証の発行

#### 4.1.5 権利の適用範囲

育成者の権利は以下のものに適用される。

- 繁殖
- 増殖のための調整
- 販売申し出、販売もしくは上市、輸出、輸入、または以上を目的とした保管
- 種苗の無許可使用により得られた収穫物および前記収穫物に直接由来する製品
- 本質的派生品種（EDV）

#### 4.1.6 適用除外

育成者の権利は以下の行為には適用されない。

- 私的にかつ非営利目的で行われる行為
- 試験目的で行われる行為
- 他品種を育成する目的で行われる行為

「農民特権」(Farmers Privilege)と呼ばれる権利についても規定が設けられている。監督官庁が指定した農作物のリストに関して、農業従事者が合理的な範囲内で、かつ、育成者権者の合法的な利益が保護されることを条件として、自己の経営地において栽培して得た収穫物を、自己の経営地において増殖の目的で使用する場合には、育成者権は適用されないものとする。

#### **4.1.7 権利の消尽**

育成者権の消尽に関する規定が存在する。

#### **4.1.8 保護期間**

育成者権の存続期間は権利付与の日から 20 年である。ただし、樹木およびブドウの場合には権利付与の日から 25 年となる。

#### **4.1.9 侵害**

育成者権の侵害については、民事上および刑事上の救済手段が存在する。

#### **4.1.10 無効および取消**

新規性および区別性の要件が満たされていない場合、無効宣告が言い渡されることがある。均一性および安定性の要件がもはや満たされていない場合、登録は取り消されることがある。

#### **4.1.11 上訴（審判請求）**

登録官の決定に不服がある場合には審判を請求する権利がある。一審判請求は農業を監督する官庁に対してなされる。

#### **4.1.12 犯罪**

特に、登録簿への不実記載に係る犯罪が規定されている。これら犯罪に対する刑罰は罰金刑の形をとるが、禁固刑が科されることもある。

#### **4.1.13 結論**

立法により、ナイジェリアの知的財産法はこれまで以上に国際規範に合致したものとなっており、将来的にはナイジェリア企業および国際企業の両方を利することになるだろう。その結果として、今後ナイジェリアは植物新品種保護国際同盟 (UPOV) の一員となる。これは、同国の種苗業界への新たな投資を引き寄せる契機となるだろう。

我々は状況をモニタリングし、新たな展開があった場合には最新の情報を提供していく予定である。



## 5. 概略表

定義					
特許	実用新案	工業意匠	著作権	地理的表示	商標
発明的活動の結果である新規の発明であって、産業利用が可能なもの（第1条）	特に規定なし	線もしくは色彩又はその双方の組合せ、及び立体であって、創作者がそれを工業的方法によって複製されるひな形又は模様として用いることを意図しており、技術的結果を得ることのみを意図していないもの（第12条）	文芸著作物、音楽著作物、美術著作物、映像用フィルム、録音物および放送に関する定義が示されている（第1条）	特に規定はないが、地理的表示法の導入が現在検討されている。	商取引の過程における、商品もしくはサービスと、商標権者または登録上の使用者として標章を使用する権利を有する者（その者の識別情報が商標に示されているか否かを問わない）との関係を示すものとして、または前記の関係を示すために、商品もしくはサービスに関連して使用されるか、そのような使用を企図された標章。防護標章および証明標章に関する規定がある。それぞれの定義の条項を参照。

要件					
特許	実用新案	工業意匠	著作権	地理的表示	商標
特に、発明の記述および特許請求項（第3条）	該当せず	新規であり、かつ公序良俗に違反しない（第13条）	創作に要する労力、既知の表現手法または今後開発される表現手法による固定（第1条）	該当せず	登録簿のA部への登録については識別の目的に適合していることが要件となる。B部については、識別が可能であることが要件となる（第9条および10条）

保護期間					
特許	実用新案	工業意匠	著作権	地理的表示	商標
20年	該当せず	最長15年－登録/更新1回につき5年ずつ。	カテゴリーにより異なる： 文芸著作物・音楽著作物・ 美術著作物－作者の死亡日から70年；映像用 フィルム、録音物、放送－ 公開日から50年（付則1）	該当せず	7年。更新可能な期間は14年（第23条）

出願/登録の手續						
	特許	実用新案	工業意匠	著作権	地理的表示	商標
出願・申請の資格を有する者	特に、発明の記述および特許請求項(第3条)	該当せず	新規であり、かつ公序良俗に違反しない（第13条）	創作に要する労力、既知の表現手法または今後開発される表現手法による固定（第1条）	該当せず	登録簿のA部への登録については識別の目的に適合していることが要件となる。B部については、識別が可能であることが要件となる（第9条および10条）
出願・申請の場所	ナイジェリア知財庁	該当せず	ナイジェリア知財庁	ナイジェリア著作権委員会	該当せず	ナイジェリア知財庁。
審査	方式審査のみで実体審査なし	該当せず	方式審査のみで実体審査なし。	方式審査のみで実体審査なし	該当せず	方式審査および識別性審査。

登録後						
	特許	実用新案	工業意匠	著作権	地理的表示	商標
権利	特許製品の製造、輸入、販売、使用または特許製法の適用を他人に禁じる権利（第6条）	該当せず	製品の製造を通じた意匠の複製もしくは意匠を複製した製品の輸入・販売を他人に禁じる権利（第19条）	著作権者に留保された行為を他人に禁じる権利。 著作者に留保された行為は著作物のカテゴリーによって異なり、複製、公開、公の場での実演、映像フィルムまたはレコードの制作、営利目的での複製物の頒布、放送、翻案が含まれる（第5~8条）	該当せず	登録の対象となる商品に関して登録意匠と同一であるか混同を生じさせる程度に類似した商標を使用することを他人に禁じる権利。B部登録の場合、その使用が実際には混同を生じさせる可能性がない場合、差止命令その他の救済は認められない（第5条および6条）
取消/無効化	第三者の申し立てによる。 無効理由－主題に特許性がない；明細書もしくは特許請求項が法に適合していない；先行特許が存在する（第9条）	該当せず	意匠が新規でないか、登録人が真正の創作者ではない（第21条および22条）	該当せず	該当せず	商標使用の意図の不存在や、連続5年以上の期間にわたる登録商標の不使用を理由として、登録の取消が可能（第31条）
実施/利用/使用の許諾	権利の実施許諾は可能。 商業的な実施許諾も可能（第10条）	該当せず	商業的な使用許諾は可能。使用許諾は登録されることを要する（第23条）	商業的な利用許諾は可能（第10条）	該当せず	使用許諾は認められている。ライセンスは登録使用者として登録される。登録使用者による商標の使用は、商標権者による使用と見なされる（第33条）
譲渡	可能（第24条）	該当せず	可能（第24条）	可能（第10条）	該当せず	譲渡には営業上の利権が伴う場合と伴わない場合がある。譲渡は登録を要する（第26条）

権利の執行						
	特許	実用新案	工業意匠	著作権	地理的表示	商標
民事	訴訟が可能－差止命令、損害賠償、不当利得の返還請求（第 25 条）	該当せず	訴訟が可能－差止命令、損害賠償、不当利得の返還請求（第 25 条）	訴訟が可能－差止命令、損害賠償、不当利得の返還請求。悪質な侵害については追加損害賠償が認められることがある（第 14 条）	該当せず	民事訴訟が可能－差止命令、損害賠償、不当利得の返還請求（第 5 条～8 条）
刑事	規定なし	該当せず	該当せず	著作権侵害に関する刑事責任が存在する－刑罰は罰金刑であるが、甚だしい場合には禁固刑もありうる（第 18 条）	該当せず	「商品表示法」に基づく犯罪が存在する－犯罪とされる行為は、商標の偽造と商標の虚偽表示に関係している（第 3 条、16 条、18 条）
行政	特許については特に規定なし。ただし商標の項を参照。	該当せず	工業意匠については特に規定なし。ただし商標の項を参照。	新たな著作権法案（保留中）にはテイクダウン手続の規定がある。	該当せず	税関による水際対策の手続は存在しない－税関が商品を押収しうるのは、一般に、当該商品が他の法規に違反しているか、裁判所命令が発行された場合にのみである。
譲渡	特許については特に規定なし。ただし商標の項を参照。	該当せず	工業意匠については特に規定なし。ただし商標の項を参照。	著作権については特に規定なし。ただし商標の項を参照。	該当せず	ナイジェリア標準化機構（SON）、国家食品医薬品管理局（NAFDAC）等、いくつかの規制機関は、規格不適合品の搜索・押収を行う権限を有している。模倣品は上記の手続に従って押収される。

[特許庁委託事業]

ナイジェリアの知的財産制度およびその運用に関する調査

2022年3月発行

禁無断転載

[調査受託]

Spoor & Fisher

独立行政法人 日本貿易振興機構

ドバイ事務所

知的財産権部